

特250
894

436
91

神社祭式行事作法解説

神
奈
川
縣



始



特250
894

目次

○ 總 說 一

○ 神社祭式行事作法通則 四
祭場ノ位次(四) 所役ノ順位(五)

○ 神社祭式作法 七
一、起居進退

持	階	膝	祇	著	蹲	正	起	居	進	退	
笏(二七)	昇	行(二三)	候(三)	座(九)	踞(八)	坐(七)	直	立	跪	居(八)	
懷	前	曲	步	著	起	直	立	跪	居	居(八)	
笏(二八)	行、前導、供奉(二七)	折(三)	行(二)	列(二〇)	座(九)	起	跪	居	居(八)		
置		回	屈	著	起	跪	居	居(八)			
笏(二八)		轉(二五)	行(三)	床(二)	床(九)	居(八)					



把 笏(一九) 正 笏(一九)

三、敬禮及警蹕……………二〇

拜 (二〇) 拍 手(三二) 揖「叉手」(三三)
平 伏(二四) 磬 折(二五) 警蹕「降神」(二五)

四、執 持……………二六

御匙御鑰(二六) 祝 詞(二七) 大麻、玉串(二九)
三方、折敷、高杯、雲脚臺(二九) 案(三〇) 薦、軾(三〇)
威儀物(三一) 蓋、翳、行障、絹垣(三二) 松 明(三四)

○ 神社祭式^{並ニ}行事……………三五

一、大 祭 式 (坐禮ノ實例)……………三五

社殿裝飾(三五) 修祓「手水」(三六) 參 進(三九)
參 着(四一) 開 扉(四二) 献 饌(四四)
獻 幣(四五) 祝詞奏上(四五) 拜 禮(四五)
撤 幣(六一) 撤 饌(六二) 閉 扉(六四)
退 出(六五)

二、中 祭 式 (立禮ノ實例)……………六六

社殿裝飾(六六) 修 祓(六七) 參 着(六九)
開 扉(六九) 獻 饌(七〇) 祝詞奏上(七二)
拜 禮(七一) 撤 饌(七五) 閉 扉(七六)
退 出(七七)

三、小 祭 式 (坐禮ノ實例)……………七七

獻 饌(七九) 撤 饌(八二)

○ 神社祭式行事作法附則……………八四

「附 録」

神社祭式行事作法改正に就て……………八六

○總說

祭祀は國家の大典たり。故に種々なる國法を以て之を規定せられたるが、官國幣社以下神社の祭祀の根基となるべきものに付きては大正三年一月勅令第十號を以て左の如く規定せられたり。

○官國幣社以下神社祭祀令

第一條 官國幣社以下神社ノ祭祀ハ大祭中祭及小祭トス

第二條 左ニ掲クル祭祀ハ之ヲ大祭トス

祈年祭

新嘗祭

例祭

遷座祭

臨時奉幣祭

前項ノ外別格官幣社靖國神社ノ合祀祭竝ニ護國神社ノ鎮座祭及合祀祭ハ之ヲ大祭トス

第三條 左ニ掲クル祭祀ハ之ヲ中祭トス

歲旦祭

元始祭

紀元節祭

天長節祭

明治節祭

神社ニ特別ノ由緒アル祭祀

- 第四條 大祭及中祭以外ノ祭祀ハ之ヲ小祭トス
- 第五條 新ニ小祭ヲ定ムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ
- 第六條 喪ニ在ル者ハ祭祀ニ奉仕シ又ハ參列スルコトヲ得ス但シ除服セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第七條 祭式及齋戒ニ關スル規定ハ主務大臣之ヲ定ム但シ朝鮮ニ於テハ朝鮮總督、臺灣ニ於テハ臺灣總督之ヲ定ム

附 則

- 第八條 本令施行ノ期日ハ内務大臣之ヲ定ム
 - 第九條 地方ノ狀況其ノ他特別ノ事情アル神社ニ於テハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得
- 右勅令第七條に關する祭式の内務省所管神社に付きては左の如く規定せられたり。

○官國幣社以下神社祭式

(大正三年三月
内務省令第四號)

第一 官國幣社祭式

- 一 大祭式
- 二 中祭式
- 三 小祭式
- 四 修祓
- 五 祝詞
- 六 雜則

第二 府縣社以下神社祭式

(祝詞以外ハ官國幣社ニ準ズ)

- 官幣大社水川神社、官幣大社熱田神宮、官幣大社出雲大社、官幣大社權原神宮、官幣大社明治神宮、官幣大社香取神宮及官幣大社鹿島神宮例祭祭式及祝詞

(昭和十二年二月三日
内務省令第四號)

○護國神社例祭、鎮座祭及合祀祭祭式及祝詞

(昭和十四年三月十五日
内務省令第十號)

而して右祭式の施行細則たるべき各式の個々の行事及其の行事の基本動作は昭和十七年十月内務省告示第六百八號を以て左の如く改定せられたり。

○神社祭式行事作法

- 第一 通則
- 第二 行事
- 第三 作法

本書は右諸法規中特に神社祭式行事作法を中心に解説し、祭祀奉仕者等の参考に供し、以て其の普及徹底を計らんが爲めに編纂せしものなり。

【附】

祭祀令ノ解説

- 一、第二條ノ「臨時奉幣祭」トハ臨時ニ幣帛ヲ奉ラレル祭祀ト解セラレ、其ノ式次第ハ大正三年内務省令第四號ニ依リ其ノ都度規定セラレルモノナリ。
- 二、第三條ノ「神社ニ特別ノ由緒アル祭祀」ハ本勅令施行以前ヨリ各神社ニ於テ執行シアリシ祭祀ノミヲ指スモノト解ス。尙各神社一齊ニ臨時ニ中祭式ヲ以テ執行セラレベキ祭祀ニ付キテハ其ノ都度別ニ勅令ヲ以テ公布セラレタリ。
- 三、日拜、社頭ニ於ケル氏子崇敬者等ヨリノ依頼ノ祈願及祈禱等ハ第四條ノ「小祭」ニハ含まザルモ其ノ行事作法ハ内務省告示ノ行事作法ニ準ズベキモノト解ス。但シ齋主ノ拜禮ヲ單獨ニ行ハザル場合ハ深揖、再拜、祝詞奏上、再拜、二拍手、拜揖トシ、祝詞奏上ニ拜禮ヲ續ケテ行フ可トス。
- 四、第六條ノ「服忌」ニ關シテハ明治七年太政官布告一〇八號ヲ以テ規定セラレタリ。
- 五、第七條ノ「齋戒」ニ關スル内務省所管事項ニ付キテハ大正三年三月内務省令第五號ヲ以テ規定セラレタリ。

○神社祭式行事作法通則

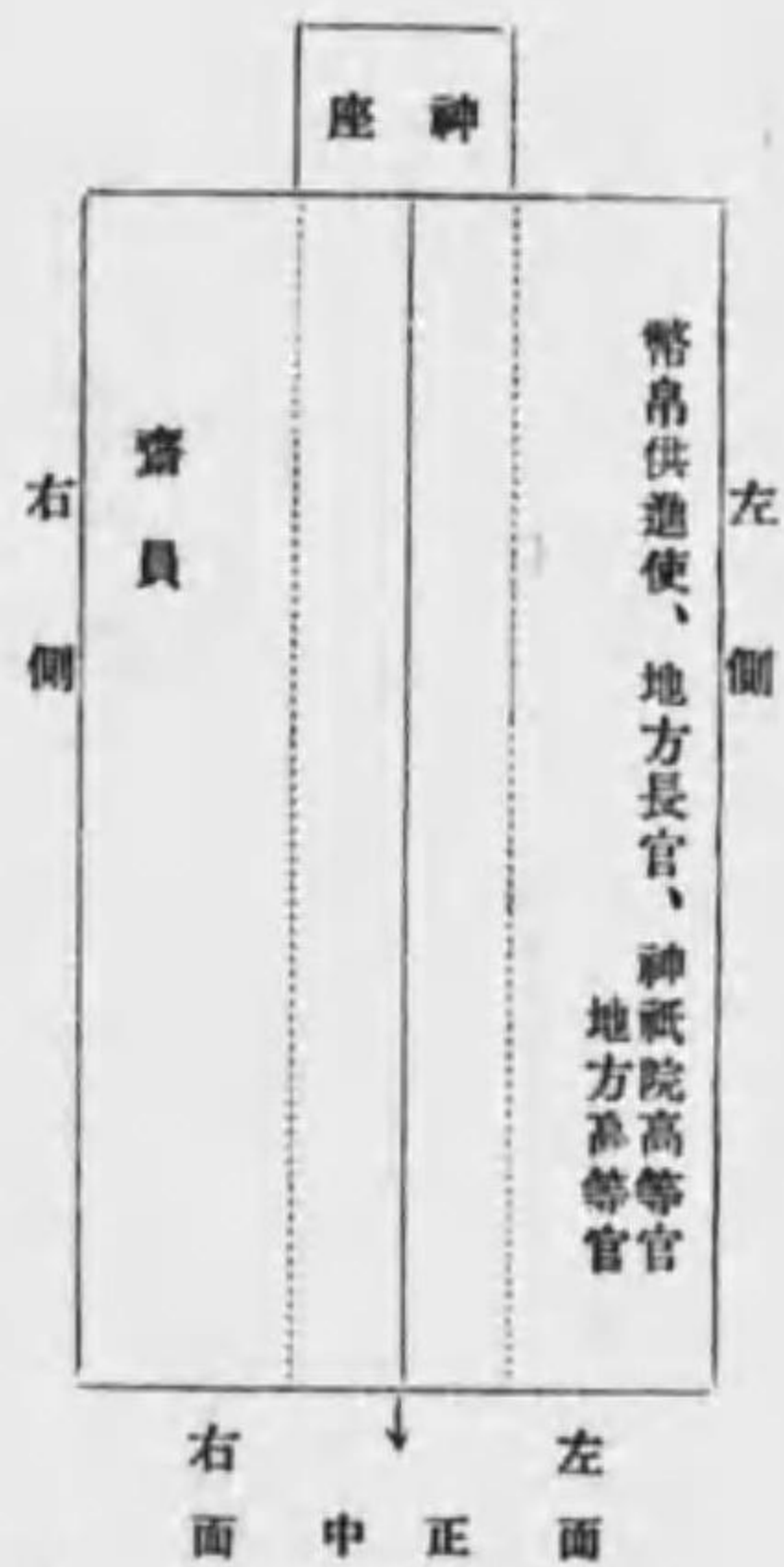
行事作法中第一通則として全般に通ずる事項を提示せり。茲に上段に之を記載し之が解説を下段に述べたり。

(一) 祭場ノ位次

〔祭場ノ位次〕

- 一 神前ニ近キヲ上位トシ遠キヲ下位トス
- 二 正中ヲ上位トシ左_テ右_ヲ次トシ右_テ左_ヲ其ノ次トス
- 三 祭場ニ於ケル座位ハ幣帛供進使_{遷座祭位ニ遷國神社ノ儀座祭及合祀祭ニ在リテハ前行ノ所役ヲ奉仕、スル者以下之ニ倣フ}、地方長官、神祇院高等官及地方高等官ハ左宮司_{府縣社以下社司又ハ社掌ニ在リテハ以下之ニ倣フ}以下ハ右トシ參列者ハ便宜ニ從フ

左圖に依り之を示す。



〔備考〕

- 一、後述ノ行事作法中上位_{キヤウ}下位トアルハ總テ本則ニ依ル祭場ノ上位下位ノ事ナリ。
- 二、(イ)上段第二項中「正中」トハ神座ノ正面ノ道ヲ云ヒ、神ノ御通過ノ時ノ道ト解セラルルヲ以テ、正中ニテ進退スルヲ可成避ク。尙正中ハ神座ノ巾ヲ以テ正中ノ巾ト解スベ

〔所役ノ順位〕

- 一 修祓ノ所役ノ順位ハ被主大麻所役、鹽湯所役トス
- 二 神饌獻撤ノ所役ノ順位ハ

附記

一社ノ故實ニ由ル慣例アル場合 又ハ社殿ノ構造等ニ由リ本文ノ規定ニ依リ難キ場合ハ特例ヲ設クルコトヲ得

(二) 所役ノ順位

上段ノ第二、三項

所役の順位は其れを役すべき者の身分に依り一概には示し得ざるも、實際祭祀執行の諸役決定の便宜の爲めに左に其の一例を示す。

附記

神座の位置が明治以前より右面に上位の座ある等の場合、又は神饌置所が左側に在る場合等の社殿の構造に依り、前述の行事を執行し得ざる場合は、地方長官の許可を得て本則の規定に依らず祭場の位次及供進使、齋員等の本座の位置を変更するを得るなり。

キモ實際ノ起居進退ニ付テハ其ノ巾ハ察知セザルニ付キ其ノ眞中ノ線ヲ正中ト解シ行動スルヲ可トス
(ロ)祭場ニ關スル左 右ハ總テ神ヨリ見タル左 右ヲ指ス。但シ後述ノ起居進退等行動者ニ關スルモノハ自己ノ左右ノ事ナリ。

三、上段第三項中「地方長官」トハ勅使參向ノ祭祀ニ於テ幣帛供進使ニ非ラザル地方長官ヲ指シ、神祇院高等官及地方高等官トハ勅使參向ノ祭祀又ハ遷座祭ニ參列、又ハ供奉スベキ者ヲ指ス。參列者ハ幣帛供進使ヨリ下位ノ左側、若ハ神職ヨリ下位ノ右側、又ハ左面右面ニ神前ニ向フモ可トスルモ、何レモ幣帛供進使ノ著スベキ位置ヨリ下位ナルヲ要ス。又奏樂者ハ神饌獻撤ヲ察知シ得ル便宜ノ位置ト解ス、從ツテ供進使ヨリ更ニ神前ニ近キコトアルベシ。

- 三 陪膳、膳部、手長トス
其ノ他ノ所役ノ順位ハ概
ネ警蹕所役、御鑰後取、
祝詞後取、玉串後取等ト
ス
- 四 幣帛供進使ノ隨員ノ順位
ハ御幣物ニ副從スル者ヲ
上席トス

- 一、陪膳（ケイヒツショヤク）
- 二、膳部（ゼンブ）
- 三、手長（テナガ）
- 四、御鑰後取（ミカギシドリ）
- 五、祝詞後取（イハコトシドリ）
- 六、玉串後取（タマグシシドリ）
- 七、案後取（アノシドリ）
- 八、薦後取（コモシドリ）
- 九、軾後取（ヒツキシドリ）

○神社祭式作法

神社祭式行事作法中第三作法を上段に記載し、其の實行上の便を計り下段に之が基準となるべき實例を詳説せり。もとより人は體格體質を異にするを以て其の作法も亦一律に規し得べきものに非らず。故に其の實行に當りては各々よく上段の告示の意を體し、下段の解説を參照し、自然に且麗しくなる様工夫を要す。

(一) 起居進退

一正坐

兩足ノ拇指ヲ重ね 少シク膝ヲ開キ 兩手ヲ左右ノ腿上ニ控へ 上體ヲ正シクシテ坐ス

正坐

足は兩拇指を重ね（大方ハ左拇、指ヲ上トス）、兩膝は片膝を入る程開き、兩手は各の拇指の爪先を中指の第三節のあたりにつけ、四指は離さず軽く折り、手甲を前方に向け、小指の下部を股の付根より二、三寸前方に水平に控へ、上體は背首を垂直にし口は正しく結び目は正視す。
坐禮に於ける基本の姿勢なり。

〔直立〕

二直立

兩足ノ踵ヲ接ケ少シク爪先ヲ開キ 兩手ヲ下腹ノ左右ニ控へ 體ヲ正シクシテ立ッ

直立

兩足は踵を接し爪先を片足を容れる程開き、兩手は正坐と同様にし（但シ左右ノ手ノ位トス）、腰は垂直に、上體は正坐同様にして立つなり。
立禮に於ける基本の姿勢なり。

跪居

三 跪 居

先づ膝ヲ折リ 次ニ上位ノ方ノ膝ヲ突キ 次ニ下位ノ方ノ膝ヲ突キテ 爪先ヲ立テ 體ヲ踵ノ上ニ据ウ 但シ正中ニ在リテ左膝ヨリ突

附 記

跪居ハ殿上ニ於ケル物品ノ授受、鋪設ノトキ等ニ之ヲ行フ

跪^キ居^キ

直立ヨリ

先づ膝を折り、次に上位の膝を突き、次に下位の膝を突き、爪先は立てたるまゝとし 上體の重みを踵の上にかける。 正中に於ては左膝より突く。

正坐ヨリ

先づ爪先を立て、上體の重みを踵の上にかける。 兩手は直立の時と同様にす。

附 記

殿上(疊、板床ノアル殿内即チ香ヲ脱シテ行フ處)に於ける物品の授受、鋪設等に用ふる姿勢なり。

跪^ン居^キ

蹲踞

四 蹲 踞

膝ヲ折リテ蹲ル 附 記 蹲踞ハ庭上ニ於ケル鋪設ノトキ等ニ之ヲ行フ

直立ヨリ

先づ兩踵を開き、膝を折り、上體の重みはやや前にかける。

附 記

庭上(殿外及コンクリート、萱草床、石疊等ノ)に於ける鋪設の時等に行ひ、薦等の鋪設には踵を地につけ、案等の鋪設には踵を地につけざるが自然なり。

起座

五 起 座

先づ跪キ 次ニ下位ノ方ノ足ヲ少シク進メ 起チナガラ上位ノ方ノ足ヲ進メテ 下位ノ方ノ足ニ整ヘ 又ハ下位ノ方ノ足ヲ引キテ上位ノ方ノ足ニ整フ 但シ正中ニ在リテハ右足ヨリ起ツ

進ム起座

正坐より先づ跪居(但シ上體ノ重ミヲ踵ニカケズ)、次に下位の膝を起して其の爪先を上位の膝頭の邊に進め、起ちながら上位の足を進め、下位の足に整へ、直立の姿勢となる。

退ク起座

進む起座同様にして起ちながら下位の足を引きて、上位の足に整へ、直立の姿勢となる。

正中に於ては右足より起つ。

起^キ座^ザ

起床

六 起 床

床ヲ離レテ起立シ 兩足ヲ整フ

起床ヨリ

腰を上げて起立し、踵を接し、直立の姿勢となる。

起^キ床^{シヨウ}

著座

七 著 座

膝ヲ先づ折リ次ニ上位ノ方ノ膝ヲ突キ次ニ下位ノ方ノ膝ヲ突キテ 坐シ又ハ上位ノ方ノ

進ム著座

直立より先づ跪居の姿勢となり(但シ上體ノ重ミヲ踵ニカケズ)、兩足の拊指を重ね髀を下して正坐の姿勢となる。

著^ヤ座^ザ

退ク著座

足ヲ引キテ膝ヲ突き 次ニ下位ノ方ノ膝ヲ突きテ坐ス 但シ正中ニ在リテハ左膝ヨリ坐ス

座前ヨリ著座スルトキハ 先ヅ跪キ 次ニ下位ノ方ノ足ノ爪先ヲ上位ノ方ノ膝頭ノ内側ニ進メ 回轉シテ坐シ 座後ヨリ著座スルトキハ 先ヅ跪キ 次ニ下位ノ方ノ膝ヲ進メ 之ニ上位ノ方ノ膝ヲ整ヘテ 坐ス

〔著列〕

八著列

列前ヨリ著列スルトキハ 先ヅ立止リ 次ニ下位ノ方ノ足ノ爪先ヲ上位ノ方ノ足ノ爪先ニ接ケ 回轉シテ 著キ 列後ヨリ著列スルトキハ先ヅ

直立より先づ上位の足を引きて膝頭を下位の足の爪先の邊に突き、次に下位の足を引きて膝頭を上位の膝頭の邊に突き、兩足の拇指を重ね髻を下して正坐の姿勢となる。但し正中に於ては左足より引く。

座前著座

直立(列ニ入ル時ハ爪先ヲ前)より先づ跪居の姿勢となり、次に下位の膝を立て爪先を上位の膝頭の内側に進め、下位の膝を下し上位の膝を起しながら兩爪先を軸にし上位に回轉し(列者ノ膝頭邊ニ合ス)、下位の足先を引き膝頭を上位の膝頭の邊に突く、兩足の拇指を重ね髻を下して正坐す。

座後著座

直立(列ニ入ル時ハ爪先ヲ前)より先づ跪居の姿勢となり、下位の膝を進め(列ニ入ル時ハ膝頭ヲ前列者ノ膝頭ノ線)次に上位の膝を下位の膝の列に進め整へ、兩足の拇指を重ね髻を下して正坐す。

列前列立

直立(列ニ入ル時ハ爪先ヲ前)より先づ下位の足の拇指爪先を上位の足の拇指爪先に接し(列ニ入ル時ハ下位ノ足ノ方)ながら(兩踵間ハ離レ、上位)體を半回轉し、兩踵を接しながら(兩爪先ハ)更に體を半回轉し、直立の姿勢となる。

〔著床〕

九著床

床前ニ至リテ立止リ 下位ノ方ノ足ノ爪先ヲ上位ノ方ノ爪先ニ接ケ回轉シテ 床ニ著キ 兩足ヲ整フ

列後列立

直立(列ニ入ル時ハ前列者ノ)より先づ下位の足を進め(列ニ入ル時ハ前列者ノ)次に上位の足を進め(下位ノ爪先ヲ合ス)、直立の姿勢となる。

床前直立ヨリ

列前列立の作法にて床を背にして直立し(次ニ著床ノ)腰を床に下し、兩踵を幾分開き、上體は正坐の姿勢となる。

〔祇候〕

十祇候

斜ニ神前ニ向ヒ正笏シテ候ス

祇候座ニ著キテヨリ

斜に神座に向ひ正笏す(但シ後述ノ正笏ノ姿勢ノ笏尾ヲ身體ニツケタル姿勢)但し立禮に於ては(長時間ニ)直立の祇候の姿勢となりたるまゝ着床するも可なり。

〔歩行〕

十一歩行

進ムニハ下位ノ方ノ足ヨリ進ム 但シ正中ニ在リテハ左足ヨリ進ム 逆行スルニハ上位ノ方ノ足ヨ

進行

直立より下位の足を既ね足の長さ程進め(爪先ヲ上ゲ)次に上位の足を進む、斯くして交互の足にて前進す。但し正中に於ては先づ左足より進む。止立する時は後れたる足を進め直立の姿勢となる。

リ退ク 但シ正中ニ在リハ右足ヨリ退ク

附記

逆行ハ神前ヲ退クトキ等ニ之ヲ行フ其ノ程度凡ソ三步トス

十二 屈行

腰ヲ折リテ歩行ス

附記

屈行ハ神前ヲ横切ルトキ等ニ之ヲ行フ其ノ程度凡ソ三步トス

〔膝行〕

十三 膝行

進ムニハ先ヅ跪キ 次ニ下位ノ方ノ足ノ爪先進メテ膝ヲ立テ之ヲ突クト共ニ上位ノ方ノ膝ヲ進メ 次ニ上位ノ方ノ足ノ爪先ヲ進メテ膝ヲ立テ之ヲ突クト共ニ下位ノ方ノ膝ヲ進ム 正中ニ在リテハ左膝ヨリ進ム

逆行

直立より先づ上位の足を既ね足の長さ程退き(踵ヲ上ケ爪先ヲ摺リ)、次に下位の足を退く、斯く交互の足にて逆退す。但し正中に於ては先づ右足より退く。直立する時は後れたる足を退き直立の姿勢となる。

附記

直立の姿勢より神前を退く時等に用ひ、上體に幾分前に屈す姿勢となる。

屈行

歩行中凡そ十五度腰を折る。

附記

神前の近き(本殿ノ階下等)處にて正中を横切る時は持笏の場合は正笏す。

膝進

膝行

跪居より下位の足の爪先を上位の膝の中頃に踏み出し、これに力を入れ膝を突き(上位ノ膝ハ自然ニ進ミ上體ノ重ミハ下位ノ膝ノ上ニカカル)、次に上位の足の爪先を下位の膝の中程に踏み出しこれに力を入れて膝頭を突き(下位ノ膝ハ自然ニ進ミ上體ノ重ミハ下位ノ膝ノ上ニカカル)。斯くして交互の膝にて進む。但し正中に於ては先づ左膝より進む。止る時は後れたる

膝を進め整ひ跪居の姿勢となる。

膝退

跪居より上位の膝頭を下位の膝の中程まで引き(先ヅ上體ノ重ミヲ下位ノ膝ニカケテ後)、自然に下位の膝を幾分起し(自然上體ノ重ミハ)、次に下位の足の爪先を引き膝頭を摺り(上位ノ膝ノ重ミハ)、退き自然に上位の膝を幾分起し(自然上體ノ重ミハ)、次に上位の足の爪先を引き上位の膝頭を下位の膝の中程まで摺り退き自然に上位の膝を幾分起す。斯く交互の膝にて退く。但し正中に於ては先づ右膝より退く止る時は後れたる膝を退き整ひ跪居の姿勢となる。

附記

坐禮に於ける神前近くの進退、御幣物、神饌の獻撤の時等に用ひ、上體は幾分前に屈する姿勢なり。

〔曲折〕

十四 曲折

歩行中左へ曲折スルニハ體ヲ左へ向ケナガラ右ノ踵ノ内側ヲ左ノ爪先ニ接ケ 次ニ左足ヲ進ム 右へ曲折スルニハ體ヲ右へ向ケナガラ左ノ踵ノ内側ヲ右ノ爪先ニ接ケ次ニ右足ヲ進ム 逆行中左へ曲折スルニハ體

曲折

進行ノ左曲折

直立又は進行中、右足を左に進め踵の内側を左爪先に接しながら體を左に向け、次に左足を左に向けて進む。

進行ノ右曲折

左曲折の反対なり。

ヲ左へ向ケナガラ 左ノ踵ノ内側ヲ右ノ踵ニ接ケテ爪先ヲ左へ開キ 次ニ右足ヲ進ム

逆行ノ左曲折

直立又は逆行中、左の踵の内側を右の踵の後方に接し、左足の爪先を左に開きながら體を左に向け、次に右足を左に向けて進行す。

逆行ノ右曲折

左曲折の反対なり。

膝進ノ左曲折

跪居より體を左に向けながら右膝頭を左膝頭に寄せつけると同時に踵を開きて右膝を曲折すべき方に向け(上體ノ重ミハ、次に左膝を開くと同時に左踵を右踵に接す。尙膝進する時は左膝より進む。

膝進ノ右曲折

膝進の左曲折の反対なり。

膝退ノ左曲折

跪居より體を左に向けながら左膝頭を曲折すべき方に向け(左膝ノ重ミハ、次に右膝を寄す。尙膝進する時は右膝より進む。

膝退ノ右曲折

膝退の左曲折の反対なり。

右膝ヲ進ム 膝退中左へ曲折スルニハ體ヲ左へ向ケナガラ 左足ノ内側ヲ右ノ踵ニ接ケテ左膝ヲ開キ 次ニ右膝ヲ進ム 右へ曲折スルニハ體ヲ右へ向ケナガラ 右足ノ内側ヲ左ノ踵ニ接ケテ右膝ヲ開キ 次ニ左膝ヲ進ム

十五回轉

步行中左ニ回轉スルニハ體ヲ左へ回ラシナガラ 右ノ内側ヲ左ノ爪先ノ外側ニ接ケテ爪先ヲ左後へ向ケ 次ニ左足ヲ進ム 右へ回轉スルニハ體ヲ右へ回ラシナガラ 左ノ内側ヲ右ノ爪先ノ外側ニ接ケテ爪先ヲ右後へ向ケ 次ニ右足ヲ進ム 逆行中左へ回轉スルニハ體ヲ左へ斜右へ引キ爪先ヲ右ノ踵ニ接ケ 次ニ體ヲ左へ回ラシナガラ 右ノ内側ヲ左ノ爪先ノ外側ニ接ケテ爪先ヲ左後へ向ケ 次ニ左足ヲ進ム 右へ回轉スルニハ體ヲ斜左へ引キ爪先ヲ右ノ踵ニ接ケ 次ニ體ヲ右へ回ラシナガラ 左ノ内側ヲ右ノ爪先ノ外側ニ接ケテ爪先ヲ右後へ向ケ 次ニ右足ヲ進ム 逆行中左へ回轉スルニハ體ヲ左ニ接ケテ爪先ヲ右後へ向ケ 次ニ右足ヲ進ム 膝行中左へ回轉スルニハ體ヲ左ノ爪先ノ左ノ腿ノ中程ニ寄

回轉

進行ノ左回轉

直立又は進行中、右の踵の内側を左の爪先の外側に接し、足先を回轉すべき方向に向けると同時に左の踵をヤム上げ體は左に回る。次に左足を回轉し右足の方向に進む。

進行ノ右回轉

進行の左回轉の反対なり。

逆行ノ左回轉

直立又は逆行中、左足を斜右へ引き拇指の爪先を右踵の後方と接し、次に體を左に回しながら右踵の内側を左の爪先の外側に接して右足先を回轉すべき方向に向け、左足を回轉し右足の方向に進む。

逆行ノ右回轉

逆行の左回轉の反対なり。

膝進ノ左回轉

跪居より右膝を立て、爪先を左腿の中程に進め、左膝を起しながら兩爪先を軸とし體を左に回轉し右膝頭を突き、自然に右膝を進む。

膝進ノ右回轉

ヲ左へ回ラシ右膝ヲ突キ次ニ左膝ヲ突クト共ニ右膝ヲ進ム
右へ回轉スルニハ左足ノ爪先ヲ右ノ腿ノ中程ニ寄セ兩足ノ爪先ヲ軸ニシテ體ヲ右へ回ラシ左膝ヲ突キ次ニ右膝ヲ突クト共ニ左膝ヲ進ム
膝退中左へ回轉スルニハ右膝ヲ起スト共ニ左膝ヲ引キ兩足爪先ヲ軸ニシテ體ヲ左へ回ラシ右膝ヲ突キ次ニ左膝ヲ突クト共ニ右膝ヲ進ム
右へ回轉スルニハ左膝ヲ起スト共ニ右膝ヲ引キ兩足爪先ヲ軸ニシテ體ヲ右へ回ラシ左膝ヲ突キ次ニ右膝ヲ突クト共ニ左膝ヲ進ム
附記 回轉スルニハ上位ノ方へ回ル但シ正中ニ在リハテ右へ回ル

十六 階ノ昇降

階ヲ昇降スルニハ 正中ヲ避

膝退の左回轉の反對なり。

膝退ノ左回轉

跪居より左膝頭を右膝の中程まで引き(先づ上體ノ重ミヲ右踵ニカケテ後)、自然に右膝を幾分起し(自然上體ノ重ミ)、兩足の爪先に力を入れ軸にし、上體を左に回轉しながら右膝頭を突き自然に左膝を幾分上ぐ(自然上體ノ重ミ)、次に左膝頭を突き右膝は自然に進む。

膝退ノ右回轉

膝退の左回轉の反對なり。

附記

回轉するには上位に背を向けざる様上位の方へ回る。但し正中に於しは右の方へ回る

昇階

階ノ昇降

先づ下位の足にて一階昇り、次に上位の足にて一階昇り、同階にて下位の足に整ふ。

ケ下位ノ方ノ足ヨリ始メ一階毎ニ足ヲ聚ム

降階

斯く順次一階毎に昇る。先づ下位の足にて一階下り、次に上位の足にて一階下り、同階にて下位の足に整ふ。斯くして順時一階毎に下る。

備考

階は祭場内の階の意にして概ね本殿の階のこと、解すべし。階の正中の昇降は避くべきなり。然し萬一止得ざる時は左足より昇り右足より降るが可なり。

前行、前導、供奉

十七 前行、前導、供奉
前行又ハ前導スルニハ左前ヲ供奉スルニハ左後ヲ進ム

前行、前導

遷座祭、合祀祭等の地方長官の前行及勅使參向神社の神職の勅使先導等は其の左前を前進す。

供奉

遷座祭、合祀祭等の神祇院、地方高等官の供奉等は其の左後より前進す。

(二)

笏

法

(告示ハ(一)敬禮及警蹕、(三)笏法トナリ) (タレドモ解説ノ便宜上記載順ヲ逆トセリ)

一 持 笏

右手ニテ笏ノ下方ヲ拇指ト小

持 笏

正坐ヨリ

指トヲ内ニシ 坐禮ニ在リテ
ハ右腿ノ上ニ、
立禮ニ在リテハ腹部ノ右方ニ
正シク持ツ

〔懷 笏〕
二 懷 笏

先ヅ笏ヲ左手ニテ支へ 次ニ
右手ニテ笏頭ヲ執リテ懷中ス

右手の拇指と小指を内に、他の三指を離さず外にして笏の下部を執り、笏尾を右腿の上
上に立つ。(笏尾ト小指ノ間ハ小指ノ太サ程ヲ可)
立立ヨリ
執笏の法は正坐の姿勢よりと同様にして右手の位置は直立の右手の位置と同じ。
何れも笏を持ちたる時の基本の姿勢なり。

懷 笏

持笏ヨリ

先づ左手にて笏の中程を執り(拇指ニテ笏ノ内側他ノ四指ニテ笏ノ外側ニ執ル)、右手を笏の下部より離し笏頭を執り(内側他ノ四指ニテ笏ノ外側ニ執ル)、次に左手を笏より離し懷に配し、右手にて笏を懷中に入れる。
立禮及座を動く坐禮に於て持笏の姿勢より空手になる時等に行ふ。

〔置 笏〕
三 置 笏

先ヅ 右左手ニテ支へ 次ニ
右手ニテ笏頭ヲ執リ 右膝ノ
傍ニ置ク

坐禮持笏ヨリ

先づ左手にて笏を執り(懷笏)、右手を笏の下部より離し笏頭を外より執り(拇指ニテ笏程下リタル笏ノ右側他ノ四指ニテ笏ノ左側ニ執ル)、左手は笏を離し、右手にて笏尾を右膝の外側を摺り、傍に下しながら笏表を上向け椅の下に摺り入れつゝ指先を地に付け笏を離す。
坐禮持笏の姿勢より座を動かす空手となる時等に行ふ。

置 笏

〔把 笏〕
四 把 笏

先ヅ右手ニテ笏頭ヲ執リ 右
腿ニ立テ 左手ニテ支へ次ニ
右手ニテ把持ス
懷中セル笏ヲ把ル作法亦之ニ
準ズ

把 笏

置笏ヨリ

先づ右手にて笏頭を執り(拇指ニテ笏頭ヨリ一寸程下リタル)、右手の甲を外に向けながら膝を摺りて右腿(持笏ノ)に笏尾を立て(直ニス)、左手に笏の中程を執り(懷笏ト)右手を笏頭より離して笏の下部を執りて持笏の姿勢となる。
置笏の逆の作法なり。

懷笏ヨリ

左手にて懷を分け右手にて笏頭を執り(拇指ニテ笏頭ヨリ一寸程下リタル)、笏尾を右腿の上に立て(立禮ニ於テハ)、左手にて笏の中程を執り(拇指ニテ笏ノ内側、他ノ四指ニテ外側ニ執ル)、右手を笏頭より離し笏の下部を執り持笏の姿勢となる。
懷笏の逆の作法なり。

〔正 笏〕
五 正 笏

笏ヲ腹部ノ正面ニテ 左手ヲ
右手ニ重ネ其ノ拇指ヲ右手ノ
拇指ト小指トノ間ニ置キテ
正シク持ツ

正 笏

持笏ヨリ

左右の手を同時に腹部正面に出し(笏尾ハ臍ノ前)、左手は拇指は笏の裏面(右手拇指ト)他の四指は右手の三指に正しく重ね、肘を正しく張り笏を垂直に保つ。
拜、揖、祇候等に行ふ。

(三) 敬禮及警蹕

〔拜〕

一拜

居拜 坐シタルママ先ツ正笏
 シ 次ニ笏頭ヲ目通ニ上ゲ
 背ヲ平ニ俛伏ス 再拜スルニ
 ハ先ヅ拜シ正笏ノママ體ヲ起
 シテ再ビ拜ス
 起拜 先ツ跪キ 次ニ右足ヨ
 リ起チナガラ正笏シ 左足ヲ
 進メラ右足ニ整ヘ 笏頭ヲ目
 通ニ上ゲ 上體ヲ伏セナガラ
 左足ヲ少シク引キテ膝ヲ突キ
 次ニ右膝ヲ突キテ背ヲ平ニ俛
 伏ス 再拜スルニハ先ツ拜シ
 次ニ正笏ノママ體ヲ起シテ起
 チ再ビ拜ス
 立拜 立チタルママ先ヅ正笏
 シ 次ニ笏頭ヲ目通ニ上ゲ

居拜ノ再拜

正坐持笏の姿勢より先づ正笏、次に笏頭を除々に目通迄に上げ、腰を折り上體を水平に至るまで伏し(屈スル角度凡ソ九十度、兩掌ノ外側ハ床ニツケテ笏ハ水平ニ笏尾ハ膝頭ノ線ニ至ル) 凡そ一呼吸間の後(三秒) 除々に上體を起し(正笏ノママ正坐)、再び笏頭を除々に目通迄に上げ、腰を折り上體を水平に至るまでに伏し、凡そ一呼吸間の後、除々に上體を起しながら両手を解き、正笏の姿勢となる。

起拜ノ再拜

正坐持笏の姿勢より、先づ正中に於ける進む起座作法にて直立正笏の姿勢となり、(但シ立チナガラ正笏ヲ初メ直) 笏頭を除々に目通迄に上げ、腰を折り上體を除々に屈折しつゝ、正中に於ける速く着座の作法にして居拜の伏したる時の姿勢となり、凡そ一呼吸間の後、除々に上體を起し(正笏ノママ正坐)、再び正中に於ける進む起座の作法にて直立正笏の姿勢となり、笏頭を除々に目通迄に上げ、腰を折り上體を除々に屈折しつゝ、正中に於ける速く着座の作法にて居拜の伏したる時の姿勢となり、凡そ一呼吸間の後、除々に上體を起しながら両手は解き、持笏の正坐の姿勢となる。

立拜ノ再拜

直立持笏の姿勢より先づ正笏、笏頭を除々に目通迄に上げ、腰を折り上體を水平に至

〔拍手〕

背ヲ平ニ腰ヲ折ル 再拜スル
 ニハ先ツ拜シ次ニ正笏ノママ
 體ヲ起シテ再ビ拜ス

附記

居拜ハ殿上ニ於テ之ヲ行ヒ起
 拜ハ庭上ニ於ケル坐禮ノ場合
 ニ、立拜ハ庭上ニ於ケル立禮
 ノ場合ニ之ヲ行フ

二拍 手

坐禮ノ場合ニ在リテハ先ツ置
 笏シ 立禮ノ場合ニ在リテハ
 先ツ懷笏シ 次ニ兩手ヲ合セ
 左右ニ之ヲ開キテ拍合ハス

附記

拜禮ノ場合ノ拍手ノ數ハ二ト
 ス 但シ一社ノ故實ニ由ル慣
 例アルモノハ之ニ依ルコトヲ
 得

拜

るまで伏し(屈スル角度凡ソ九十度、笏ハ水)、凡そ一呼吸間の後、除々に上體を起し(正笏トママ正坐)、再び笏頭を除々に目通迄に上げ、腰を折り上體を水平に至るまで伏し(ノ姿勢トナル)、再び笏頭を除々に目通迄に上げ、腰を折り上體を水平に至るまで伏し、凡そ一呼吸間の後、除々に上體を起しながら両手は解き、直立持笏の姿勢となる。

附記

居拜は殿上(坐禮)にて拜禮する時に行ひ、起拜は庭上に於て版等の上にて拜禮する時に行ひ、立拜は庭上(立禮)に於て拜禮する時に行ふ。

拍 手

坐 禮

正坐持笏の姿勢より先づ置笏、両手を胸の高さに合せ(指間ハ離サズ指先ノ方ハヤヤ上ゲ)、打ち易き處に右手を下げ(概ネ右中指先ガ左中指ノ)、打ち易き程に手を開き(概ネ肩ノ巾)、強く打ち合す。拍手終らば元の如く両手を正しく合す。

立 禮

置笏の代りに懷笏するの外坐禮と同様なり。

附記

拍手は拜禮の場合等に之を行ひ、其の數は二なり。但し其の數に付き一社の故實に由る慣例(八開手ノ如ク其ノ神社ニ於テ明治以前ヨリ)あるものは地方長官の許可を得て行ふ(現在ニ至ルママ中絶セズ行レテ居ル場合)

三 揖

拜揖 坐禮ノ場合ニ在リテハ坐シタルママ先ツ正笏シ 次ニ背ヲ平ニ俛伏ス
立禮ノ場合ニ在リテハ立チタルママ先ツ正笏シ 次ニ背ヲ平ニ腰ヲ折ル
深揖 坐禮ノ場合ニ在リテハ坐シタルママ 立禮ノ場合ニ在リテハ立チタルママ 先ツ正笏シ 次ニ笏ヲ腹部ノ方ニ引キナガラ深ク腰ヲ折ル
小揖 坐禮ノ場合ニ在リテハ坐シタルママ 立禮ノ場合ニ在リテハ立チタルママ 先ツ正笏シ 次ニ笏ヲ腹部ノ方ニ引キナガラ淺ク腰ヲ折ル

揖

坐禮ノ拜揖

正坐持笏の姿勢より先づ正笏し、腰を折りて上體を水平に至るまでに伏し、凡そ一呼吸間の後、除々に上體を起しながら兩手は解き、正坐持笏の姿勢となる(其ノ伏セシ姿勢及レテ起ス所作ハ居拜ニ同シ)。

立禮ノ拜揖

直立持笏の姿勢より先づ正笏し、腰を折りて上體を水平に至る迄に伏し、凡そ一呼吸間の後、上體を起しながら兩手を解き、直立持笏の姿勢となる(其ノ伏セシ姿勢及レテ起ス所作ハ居拜ニ同シ)。

坐禮ノ深揖

正坐持笏の姿勢より先づ正笏し、笏尾を臍に寄せつゝ、腰を折りて上體を深く屈す(凡ソ一呼吸間ノ後、上體を起シ、次ニ正坐持笏ノ姿勢トナル)。

立禮ノ深揖

直立持笏の姿勢より先づ正笏し、笏尾を臍に寄せつゝ、腰を折りて上體を深く屈す。凡そ半呼吸間の後、上體を起し、次で直立の姿勢となる(其ノ伏スル所作、解ク所作坐禮ノ深揖ニ同シ)。

坐禮ノ小揖

正坐持笏の姿勢より先づ正笏し、笏尾を臍に寄せつゝ、腰を折り、上體を軽く屈し(凡ソ一呼吸間ノ後、上體を起シ、次ニ正坐持笏ノ姿勢トナル)。

立禮ノ小揖

直立持笏の姿勢より先づ正笏し、坐禮の小揖同様笏尾を臍に寄せつゝ、腰を折り上體を軽く屈し、直ちに上體を起し、次で直立持笏の姿勢となる。

附記

一 揖ハ座ノ起著、列ヲ離著階ノ昇降、殿舎神門ノ出入、物品ノ授受、神前ノ進退、行事ノ前後、沓ノ著脱ノトキ等ニ之ヲ行フ 但シ開扉ノ後、閉扉ノ前、獻饌ノ後撤饌ノ前、御幣物奉奠ノ後及撤下ノ前、禮ノ後、殿内參人退出ノ際等ニハ拜揖ヲ行フ
二 深揖 小揖ハ空手ノトキニハ又手ノママ御鑰玉串等

附記

拜揖、深揖、小揖を行ふべき場合の區別概ね左の如し。
小揖 一、殿舎(本殿以外)、神門(鳥居)ヲ出デントスル時及入りタル後
二、物品ヲ授ケタル後及受ケントスル時
三、沓ヲ著シタル後及脱ガントスル時
四、本殿以外ニ於ケル行事ノ前後
五、本殿以外ニ於テ座ヲ起タントスル時及着シタル後
六、本殿以外ニ於テ列ヲ離レントスル時及着シタル後
深揖 一、本殿ノ階ヲ昇ラントスル時及降りタル後
二、神前(神座ニ向ツテ)ニ進ミタル後及退カントスル時、但シ後取ハ小揖ナリ
三、本殿内(階モ含ム)ノ行事ノ前後
四、本殿内ニ於テ座ヲ起ントスル時及着シタル後
五、本殿内ニ於テ列ヲ離レントスル時及着シタル後
拜揖 前項深揖中左記ノ場合ハ拜揖トナル

ヲ捧持スルトキニハ捧持ノ
ママ之ヲ行フ

〔又手〕

〔平伏〕

四平伏
坐シタルママ正笏シテ 俛伏
ス

平伏ハ降神、渡御、御幣物通
過ノトキ、開閉扉、祝詞奏上
ノ行ハルルトキ、修祓ヲ受ク
ルトキ等ニ之ヲ行フ

附記

正坐持笏ヨリ

先づ正笏し、腰を折りて下體を伏し笏尾を床につく(笏尾ト膝頭ノ線トノ間凡ソ一寸笏ハ體ト平行ス)、平伏の要
終らば上體を起しながら兩手を解き、持笏の姿勢となる。

附記

平伏は専ら坐禮に用ひ自から深淺の別を生ず。深きものは伏する角度凡そ六十度、淺
きものは伏する角度凡そ四十五度なり、降神、渡御、開閉扉、祝詞奏上の時等は深き
平伏を行ひ、御幣物通過の時及修祓を受くる時等は淺き平伏を行ふ。

〔磬折〕

五 磬折
立チタルママ正笏シテ、笏ヲ
腹部ノ方ニ引キナガラ腰ヲ折
ル

附記

磬折ヲ行フ場合ハ平伏ヲ行フ
場合ニ同ジ

〔警蹕〕

六 警蹕
平伏又ハ磬折シテ「オ」ノ音ヲ
長ク引キテ唱フ

附記

警蹕ハ渡御ノトキ及降神ニ先
チテ之ヲ行フ

〔降神〕

磬折

直立持笏ヨリ

先づ正笏し、笏尾を臍に寄せつゝ、腰を折りて上體を屈す(笏頭ト胸トノ間凡ソ二寸餘)、磬折の要終ら
ば上體を起しながら兩手を解き、持笏の姿勢となる。

附記

磬折は立禮に用ひ、平伏同様深淺の別あり、其の伏する角度及行ふ場合は平伏に同
じ。

警蹕

深キ平伏(又ハ磬折)ノ姿勢ニテ

「オ」の音を初め小さく終り大きく一聲長く引く。

附記

一、渡御ノ時ハ警蹕所役御靈代ヨリ前行シ、神門、殿舎等カドアル毎ニ行フ
二、警蹕ヲ行フ鎮座祭、合祀祭等ノ降神ニ付テハ告示ニ行事トシテ左ノ如ク明示セ
ラレタリ。

降神 坐禮ノ場合ニ在リテハ先ヅ後取軾ヲ鋪キ、次ニ社司(社掌)祝詞ヲ懷中ヨリ取
出シテ笏ニ持添ヘ進ミテ軾ニ著キ警蹕所役所定ノ位置ニ著ク、次ニ社司(社掌)祝
詞ヲ微音ニ奏上ス(奏上ニ先チ警蹕ヲ行フ奏上ノ間)、畢リテ社司(社掌)及警蹕所役本
座ニ復ス、立禮ノ場合ニ在リテハ軾ヲ用ヒズ祝詞奏上ノ間笏ヲ懷中スルノ外坐禮

二 準ズ
— 解説 —

神座ノ前左側ニ御琴師正中ニ面シ、右側ニ警蹕所役、御琴師ニ對シ正中ヨリヤヤ斜左ヘ神前ニ向ヒ、祝詞奏上前ノ再拜ノ時ノ體ヲ起サントスル時警蹕ヲ初メ祝詞奏上ノ時首搔ヲ初メ(諸員深キ平伏)、祝詞奏上終ラバ首搔ヲ止ム(諸員深キ平伏又ハ)、(深キ勢折ヲ止ム)。

(四) 執持

一 御匙御鑰

〔御匙〕

御匙ハ右手ニテ柄ヲ、左手ニテ上部ヲ執リ、胸ノ高サニ左高ニ之ヲ捧持チ、御鑰ハ右手ニテ柄ヲ執リ、左手ニテ鉤ヲ支ヘ、胸ノ高サニ之ヲ捧持ツ。御匙、御鑰ヲ共ニ持ツトキハ御匙ヲ御鑰ノ鉤又ハ柄ニ併持ツ。御匙、御鑰ヲ渡スニハ、右手

御匙ノ捧持

御匙(蛇錠等)、御鑰(オトシ等)

鉤を下向けにして、柄の下部を右手にて握り(柄ノ上)、柄の上部を左手にて執り(指内ニ他ノ四指ヲ)、胸の高さに左高に捧持つ(御匙ト胸トノ)。(間凡ソ四寸)。

御鑰ノ捧持

鉤を左向けにして、柄を右手にて握り、鉤を左手にて執り(指内ニ他ノ四指ヲ)、胸の高さに鉤を水平に捧持つ(御鑰ト胸トノ)。(間凡ソ四寸)。但し柄長きものは御匙同様に捧持つも可なり。

御匙御鑰同時捧持

一、御匙小にして御鑰の柄の短き場合は、御匙を御鑰の鉤の下に合せ御鑰同様に捧持

ニテ上部 又ハ鉤ヲ左手ニテ

柄ヲ執リ 上位ノ者ニハ下位ノ者ノ持テル所ヨリ左右各其ノ上邊ヲ下位ノ者ニハ上位ノ者ノ持テル所ヨリ左右各其ノ下邊ヲ執ラシム

する。

二、御匙長く御鑰の柄の長き場合は、御匙を御鑰の柄の上側に合せ御匙同様に捧持つ

三、御匙長く御鑰の柄の短き場合は、御匙を御鑰の外側に合せ御鑰同様に捧持つ。

御匙ノ授受
先づ御匙を垂直し、左手を摺り下げ右手にて上部を執りて右高に持換へ、上位者には捧持者の各手の上部の處を、下位者には捧持者の各手の下部の所を執らしむ。

御鑰ノ授受

右手に鉤を執り(指内ニ他ノ四指ヲ)、左手を離し、鉤を外側に回らし右向となし(指内トナル)、左手にて柄を握り、上位者には捧持者の手の上部の所を、下位者には捧持者の各手の下部の所を執らしむ。

御匙御鑰同時授受

前項捧持の一の場合は御匙同様、二の場合は御鑰同様、三の場合は左手を離し鉤を外側に回らし右向になる様に右手首を回し、左手にて御匙及御鑰の柄を握り、右手を離し鉤を執り(指内ニ他ノ四指ヲ)、上位者には捧持者の各手より上部の所を、下位者には捧持者の各手より下部の處を執らしむ。

〔祝詞〕

二 祝詞

後取ハ祝詞ノ折端ヲ内ニシ

祝詞

後取ノ持子方

右手ニテ下部ヲ上ヨリ 左手ニテ上部ヲ下ヨリ執リ 胸ノ高サニ左高ニ捧持ツ 之ヲ進ムルニハ 祝詞ヲ立テ右手ニテ裏ヨリ其ノ上部ヲ執リ 左手ニテ其ノ下部ヲ支ヘ折端ヲ外ニシテ 進ム之ヲ受クルニハ 笏ヲ左手ニテ支ヘ 右手ニテ祝詞ノ折端ヲ内ニシ其ノ中程ヲ執リ、笏ノ内側ニ持添フ之ヲ授クルニハ 笏ヲ左手ニテ支ヘ 右手ニテ祝詞ノ上部ヲ裏ヨリ執リ 折端ヲ外ニシテ授ク

祝詞の表を内に(折先ヲ下)し、左手にて中部を下より捧げ(四指ヲ内ニ他ノ)、右手にて下部を上より執り(四指ヲ外ニ他ノ)、胸の高さに左高に捧持つ(祝詞ト胸トノ)。
後取ノ進メ方
 祝詞を立て、右手の甲を外に向けながら左手の人指と拇指の所迄摺り上げ(先ツ左手ノ難シ次ニ右手ノ拇指ヲ祝詞ノ右)、左手を離し、祝詞の表を奏上者に向けながら(他ノ三指ハ側他ノ四指ハ左側(折先)ヲ執ル)、
奏上者ノ受ケ方
 持笏の姿勢のまま左手にて笏の中程を執り(豫メ右手ニテ笏ヲ幾分左ニ寄セタ)、右手を笏より離し祝詞の表を己の方に向け執りて(拇指ヲ内ニ他ノ四指ヲ外)、笏の内側に正しく添へ(祝詞ノ下部ト)左手を離し持笏の姿勢となる。
後取ノ受ケ方
 又手の姿勢より右手にて祝詞の下部、左手にて祝詞の中部を執り、後取祝詞の持ち方の姿勢となる。

〔大 麻 玉 串〕

三 大 麻、玉 串

大麻 右手ニテ下部ヲ左手ニテ上部ヲ執リ 胸ノ高サニ左高ニ捧持ツ 玉串 大麻ノ持方ニ準ズ 之ヲ進ムルニハ右手ニテ上部ヲ左手ニテ下部ヲ執リ 右高ニ持換ヘ 左右各其ノ上邊ヲ執ラシム

大 麻、玉 串

大 麻ノ持 手 方

御匙と同様なり(但シ大麻ノ表ノ麻ノツキキタル方ヲ)。

玉 串ノ持 手 方

大麻と同様なり。

玉 串 後 取 ノ 進 メ 方

玉串を立て、左手を下部に摺り下げ(右手ニ左手ガカ)右手を離し、玉串の先を右に倒しながら玉串裏面中部を支へ、左手を下向けにして右高に捧げ持つ。

奏 上 者 ノ 受 ケ 方

右手にて玉串の下部(但後取ノ左手)左手にて玉串の裏面上部(但シ後取ノ右手)を執り、玉串の持ち方の姿勢となる。

〔三 方 折 敷 高 杯 雲 脚 臺〕

四 三 方、折 敷、高 杯、雲 脚 臺

三方 拇指ヲ左右ノ縁ノ外側ニ他ノ指ヲ胸ニ當テテ目通ニ捧持ツ 折敷 拇指ヲ左右ノ縁ノ外側ニ他ノ指ヲ裏ニ當テテ目通ニ

三 方

上段告示に明白なり、但し他の四指は離さず(三方ノ大ナル時ハ中指)掌にて力を入れ、捧持つ。

折 敷

上段の告示の通りにて他の四指は離さず。

捧持ツ
高杯 右手ニテ脚ヲ執リ左手ノ拇指ヲ折敷ノ縁ノ外側ニ他ノ指ヲ裏ニ當テテ目通ニ棒持ツ
雲脚臺 折敷ノ持方ニ準ズ

〔案〕

五案

案ハ右手ニテ脚ノ附根ヲ執リ左手ニテ裏ヨリ支ヘテ持ツ
大ナルトキハ兩手ニテ裏ヨリ支ヘテ持ツ

高杯
雲脚臺

右手にて脚を握り、左手は折敷同様にて捧持つ。
折敷同様に捧持し脚は持たず。

案

小案

右手にて案の手前の脚の根附を握り(拇指ヲ内、他ノ四指ハ外)、左手を仰向けにし、裏の中央に當て腹部の高さに持つ。

大案

案大きく前項の方法にて持ち得ざる場合は、右手を左手同様にして仰向け左右平均に捧持つ。

〔鷹〕

六 鷹、軾

鷹 右手ニテ端ヲ執リ 左手ニテ中程ヲ支ヘ 巻端ヲ手前ニシテ腹部ノ高サニ持ツ
之ヲ鋪クニハ右方ニ縦ニ置キ

鷹ノ執り方

鷹の巻端を手前横にし右手にて右巻口を執り(拇指ヲ上ニ他ノ四指ヲ下ニシ)、左手にて中部を下より執り(拇指ニテ巻ノ帯の邊に持つ(幾分左高ニナリ)。
端ヲ押ヘ)帯の邊に持つ(幾分左高ニナリ)。

鷹、軾

鷹ノ敷キ方

先づ縦に置き、右手にて巻端の中程を執り(拇指ヲ内ニ入レ他ノ四指ハ外ニス)、左手にて其の下部を執り(拇指ヲ外ニ他ノ四指ヲ内ニ入レ)、右に開き、次に左手を巻きたる處の中部右手を下部に配し、解きながら體を左に移し、左に舒ぶ。

鷹ノ收メ方

鷹の左端にて左手を鷹の左端中部に、右手を下部に配し、巻きながら體を右に移し、鷹の右端に至り、手を換へて右手にて鷹の右端の中部を執り(拇指ニテ表ヲ執ル)、左手にて其の下部を執り(拇指ニテ裏ヲ執ル)巻き收む。

軾ノ執り方

軾の折先を手前にし、左手にて軾の端を横より執り(拇指ヲ上ニ他ノ四指ヲ下ニス)、左手を仰向けにし軾の下より中部を支へ、帯の邊に水平に持つ。

軾ノ鋪キ方

先づ縦に置き右手にて軾の上前の中程を執り(拇指ヲ中ニ入レ他ノ四指ヲ外ニス)、左手を下部に執り(拇指ヲ外ニ他ノ四指ヲ内ニ入レ)、右に開き、次に手を換へて左手を軾の下前の中程に執り(拇指ヲ中ニ入レ他ノ四指ヲ外ニス)、右手を下部に執り(拇指ヲ外ニ他ノ四指ヲ中ニ入レ)左に開く。

軾ノ收メ方

軾の左端の中程を左手にて執り(拇指ヲ表ニ他ノ四指ヲ裏ニス)、右手にて下部を執り(拇指ヲ裏ニ入レ他ノ四指ヲ表ニ)、右へ折り、次に手を換へて軾の右端の中程を右手にて執り(拇指ヲ表ニ他ノ四指ヲ裏ニ入レ)、下

先づ右手ヲ巻端ノ中程ニ左手ヲ其ノ下部ニ配シテ右方ヘ舒ベ 次ニ左手ヲ巻キタル部分ノ中程ニ右手ヲ其ノ下部ニ配シテ左方ヘ舒ブ
之ヲ收ムルニハ 先ツ左手ヲ左端ノ中程ニ 右手ヲ其ノ下部ニ配シテ 右方ヘ巻キ 次ニ右手ヲ右端ノ中程ニ 左手ヲ其ノ下部ニ配シテ 巻收ム
軾 右手ニテ端ヲ執リ 左手ニテ中程ヲ支ヘ 折端ヲ手前ニシテ 腹部ノ高サニ持ツ
之ヲ鋪クニハ中央ニ縦ニ置キ 先ツ右手ヲ上前ノ端ノ中程ニ 左ヲ其ノ下部ニ配シテ 右方ヘ舒ベ 次ニ左手ヲ下前ノ端ノ中程ニ 右手ヲ其ノ下部ニ配

部を左手にて執り(拇指ヲ裏ニ入レ他ノ四指ヲ表ニスル)、左に折り收む。

シテ 左方へ舒ブ之ヲ收ムルニハ先ツ左手ヲ左端ノ中程ニ右手ヲ其ノ下部ニ配シテ 右方ニ折り 次ニ右手ヲ右端ノ中程ニ左手ヲ其ノ下部ニ配シテ左へ折收ム

七 威儀物

太刀 列ノ左方ニ在ル者ハ柄ヲ右ニシ双ヲ下ニ向ケ右手ニテ鞘ノ中程ヲ下ヨリ左手ニテ其ノ下部ヲ上ヨリ執リ凡ソ胸ノ通ニテ右高ニ持チ右方ニ在ル者ハ之ニ反ス袋ニ納メタル場合ニ在リテモ之ニ準ズ
弓 列ノ左方ニ在ル者ハ右手ニテ弓ノ中程ヲ下ヨリ左手ニテ其ノ下部ヲ上ヨリ執リ凡ソ胸ノ通ニテ右高ニ持チ右方ニ

威儀物

渡御等に神寶を捧持し供奉する時等に行ふ。

其の執持の方は總て列の内側に傾向け捧持す。

其の各々の執持の方は上段の告示にて明白なれど、尙詳細は神寶の形状等に依り工夫を要す。

在ル者ハ之ニ反ス袋ニ納メタル場合ニ在リテモ之ニ準ズ
矢 胡籙、靱又ハ袋ニ納メ表ヲ前ニ向ケ列ノ左方ニ在ル者ハ矢筈ヲ右ニシ右手ニテ其ノ中程ヲ下ヨリ左手ニテ其ノ底部ヲ執リ凡ソ胸ノ通ニテ右高ニ持チ右方ニ在ル者ハ之ニ反ス
棹 列ノ左方ニ在ル者ハ右手ニテ柄ノ中程ヲ下部ヨリ左手ニテ其ノ下部ヲ執リ凡ソ胸ノ通ニテ右高ニ持チ右方ニ在ル者ハ之ニ反ス
楯 表ヲ前ニ向ケ列ノ左方ニ在ル者ハ右手ニテ裏ノ棧ヲ左手ニテ楯ノ下部ヲ執リ凡ソ胸ノ通ニテ右高ニ持チ右方ニ在ル者ハ之ニ反ス

〔蓋、翳、行障、絹垣〕

八 蓋、翳、行障、絹垣

蓋 右手ヲ上左手ヲ下ニシテ柄ヲ執リテ持チ綱ハ左右ニ之ヲ張ル
翳 列ノ左方ニ在ル者ハ右手ヲ上左手ヲ下ニシテ柄ヲ執リテ持チ右方ニ在ル者ハ之ニ反ス
行障 左方ニ在ル者ハ右手ヲ上左手ヲ下ニシテ柄ヲ執リテ持チ右方ニ在ル者ハ之ニ反ス
絹垣 左方ニ在ル者ハ右手ヲ上左手ヲ下ニシテ柄ヲ執リテ持チ右方ニ在ル者ハ之ニ反ス
ヨリ串ヲ執リテ張ル

〔松明〕

九 松明

松明 火ヲ内側ニ向ケ列ノ左方ニ在ル者ハ右手ニテ其ノ中程ヲ左手ニテ其ノ下部ヲ執リ凡ソ腰ノ通ニテ持チ右方ニ在ル者ハ之ニ反ス

キヌガササシハ、カウジヨウキヌガキ
蓋、翳、行障、絹垣

御羽車等にて渡御の時の側近者の執持の方を示したるものなり。各執持の方は上段の告示にて明白なれど尙詳細は其の形状に依り工夫を要す。

松明

夜間の渡御に用ふ松明の執持の方を示したるものなり。其の詳細は上段の告示にて明白なれども、火を下げればよく燃へ、上れば燃へ難き爲め、渡御の實狀に依り開明の程度工夫を要す。

○神社祭式並ニ行事

官國幣社以下神社祭式中「一大祭、二中祭、三小祭」並に之に關連する神社祭式行事作法中「第一行事」及右省令中「四修祓、六雜則」を上段に記載し、下段には之の執行上に於ける其の基準となるべき實例（大祭式ニハ最モ理想ニ近キモノヲ示シ、中祭式ニハ之ニ次キ特例ヲモ含メタリ）を示せり。もとより各神社に於ては其の狀況異り一律に解説し得べきものに非らざるが故に其の實行に際しては各祭祀の實例を参照し、其の原理を察知して事處に應じ、上段の省令、告示の趣旨の活用を要す。

一、大祭式（但シ殿上（坐禮）ノ場合ノ實例）

社殿裝飾

〔社殿裝飾〕

當日早旦社殿ヲ裝飾ス

社殿鋪設圖

左の如し



(被所ノ圖)



雜則

四ニ定ムル修祓ハ祭祀ノ前之ヲ行フ

修祓

當日豫メ便宜ノ所ニ被所ヲ辨備ス

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク次禰宜祝詞ヲ讀ム

辨備

被所ノ上位ニ被具案(祝具)を設け、被所役、右側に著座、小掛す。

齋員修祓

著座

齋主(宮司若ハ社司、社掌)以下齋員被所左側に著座、小掛す(是ヨリ先、齋員前ニテ手水、整列、對掛後、被所ニ參入スルヲ可トス)

被主ノ所作

被主(禰宜若ハ社掌)本座にて祝詞を懷中より取出し、笏ニ持添へ(左手ニテ笏ヲ支ヘ、右手ニテ笏ノ裏ニ添ヘ、直ニ)小掛、進む起座、被具案正中數歩前①に進行(圖參照)小掛、跪正笏ノ姿勢ニ移ル、小掛、進む起座、被具案正中數歩前①に進行(圖參照)小掛、跪居、②に膝進三歩、直に著座(兩足ノ指ヲ下ス)、深掛、再拜、祝詞奏上(其ノ作法、祝詞奏上ニ同シ五、六頁參照)

次主典一人大麻ヲ執リ同一人若ハ雇員鹽湯ヲ執リ神候及宮司以下ヲ被フ

次各退下

(告示)

坐禮ノ場合ニ在リテハ先ヅ被主被詞ヲ懷中ヨリ取出シ笏ニ持添へ案前ニ進ミテ被詞ヲ白ス(作法祝詞)畢リテ本座ニ復シ被詞ヲ懷中ス次ニ大麻所役案前ニ進ミテ大麻ヲ執リ被ヲ受クベキモノノ前ニ至リ右手ヲ上左手ヲ下ニ持換へ左右左右ト振リ畢リテ元ノ如ク持テ之ヲ案上ニ置キテ本座ニ復ス鹽湯所役ハ大麻所役ニ續キ案前ニ進ミテ鹽湯ヲ執リ被ヲ受クベキモノノ前ニ至リ

大麻所作ノ所作

大麻所役(主典若ハ社掌)本座にて小掛③に進行、跪居、小掛、懷笏、一步膝進、大麻を執り、一步膝退、退く起座、神候の前に進行、跪居、小掛、之を祓へ(大麻ヲ立テ右手ヲニ持換へ、左右左右ト振リ、大麻ヲ立、小掛、退く起座、齋主の前③に進行して齋主に向ひ、跪居、小掛、之を祓へ(此ノ間齋主)小掛、退く起座、逆行の右曲折、齋員(奏樂者)の中央前④に進行、逆行の左曲折して齋員に向ひて、跪居、小掛、之を祓へ(此ノ間齋員)小掛、退く起座、逆行の左曲折、③に進行、跪居、一步膝進、大麻を案に置き、又手、一步膝退、把笏、小掛、退く起座、逆行の左曲折、本座に至り、座前著座、小掛す。

鹽湯所役ノ所作

鹽湯所役(主典若ハ社掌)大麻所役より一舉動後(大麻所役大麻)大麻所役同様の作法にて祓へ、本座に復す。但し鹽湯(水器ニ鹽ヲ湯ニ)の執り方は左手掌にて水器の底を受け、右手拇指と人指にて柄小枝の本を下より他の三指を水器の右側に副ふ。祓へ方は先づ柄の小枝を持ち換へ(柄ノ小枝ノ本ヲ上ヨリ指、塩湯を浸し、左右左右と瀝ぐ(掌ハ被モノノ方)ニ向フ)次に齋主以下小掛、進む起座、社殿に參進す。

備考

神ノ小枝ヲ以テ左右左右ト瀧
ギ畢リテ案上ニ置キテ本座
ニ復ス

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク

次幣帛供進供參進 是ヨリ先手
水ノ儀アリ

(手水)

手水 所役ハ右手ニテ柄杓ノ
柄ノ中程ヲ左手ニテ其ノ端
ヲ執リテ水ヲ灑グ之ヲ受ク
ル者ハ先ヅ手ヲ洗ヒ次ニ口
ヲ漱ギ更ニ手ヲ洗フ
次ニ所役ノ進ムル拭紙ヲ執

一、一社ノ古例トシテ中臣祓、解繩等行ハルルモノハ省令雜則「修祓ノ次第及祓詞ニ付、一社ノ故實ニ由ル慣例アル神社ニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受ケテ之ニ依ルコトヲ得」ニ依リ許可ヲ受ケ、告示行事ノ修祓ノ附記ノ「一社ノ故實ニ由ル慣例アル修祓ヲ行フ場合ハ其ノ例ニ依ル」ノ規定ニ基キ、各神社ノ作法ニ依ツテ之ヲ行フ。
二、神饌所ヨリ遠キ場合ハ齋主以下祓所ニ參著以前ニ祓フモ可トス。

着座ノ所作

齋主以下祓所より參進、社殿前にて小掛、脱沓、社殿に入り直に小掛、各所定座前に進行、座前著座、小掛す。

〔備考〕

一、參列者ハ神職ニ先立ち、修祓ヲ受ケ參進、所定ノ座ニ着クヲ可トス。

供進使參進

手水

供進使以下幣帛供進
使ヲ略記ス、隨員以下幣帛供進使、
隨員ヲ略記ス、齋館より出で、手水の前に至り、手水

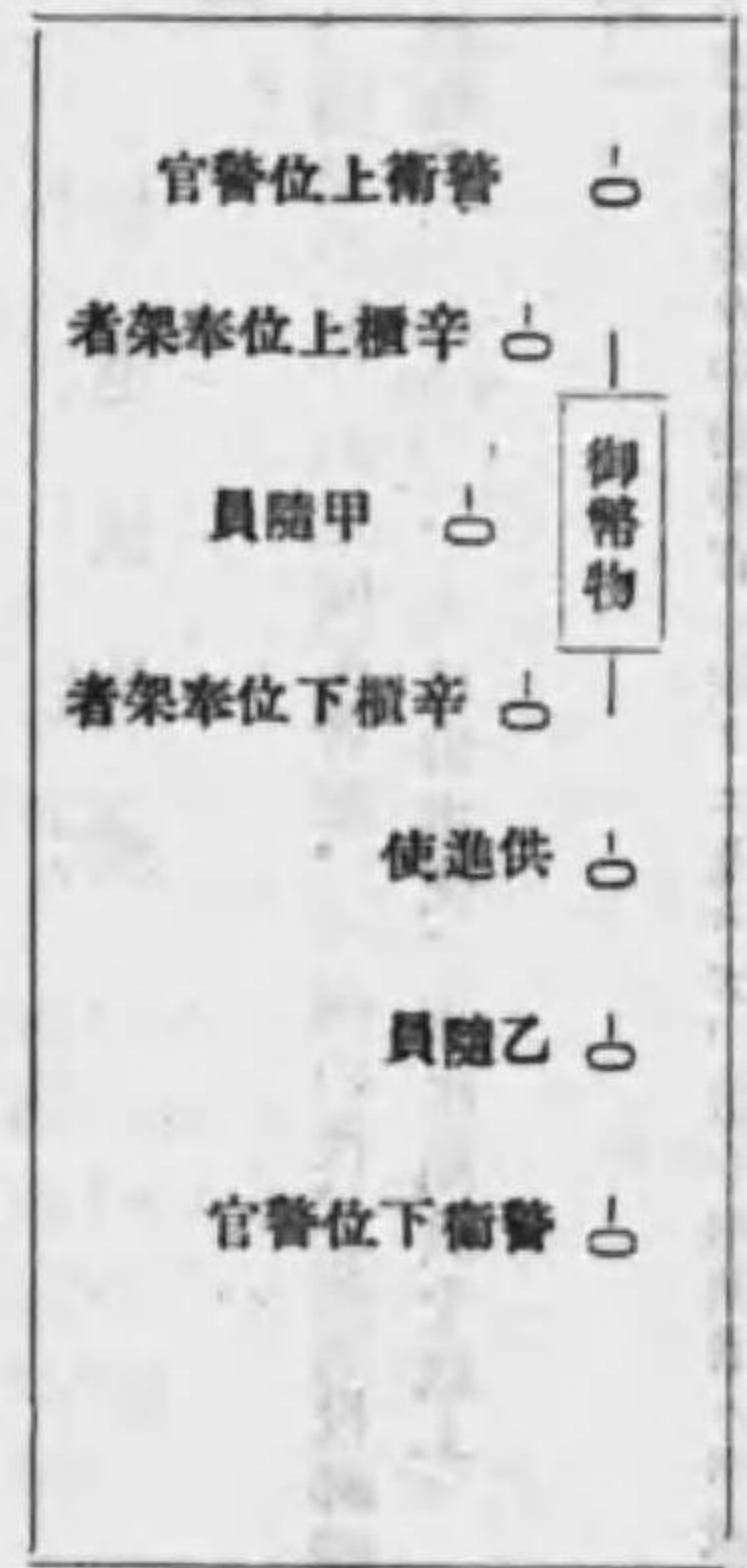
〔備考〕

一、齋館前直ニ手水スル時ハ乙隨員以下下位ノ
隨員ヲ指ス、甲隨員以下上位ノ
隨員ヲ指ス、供進使ノ順ニスル
ヲ可トス。
二、拭紙ハ臺ノ上ニ置クカ、竹、棒等ニ挟ミ置キテ、臺若ハ竹カ棒ヲ持チテ進ムヲ可トス。

〔參進〕

リテ拭フ

參進ノ圖 左の如し。



〔備考〕

一、甲隨員ハ辛櫃ノ錠前側ニ副フ
二、警官一人ナルトキハ上位ノ警官ノ位置トスルヲ可トス
三、先導ノ神職アルトキハ上位ノ警官ノ前ノ位置ニ、後隨ノ神職アルトキハ下位ノ警官ノ後ノ位置トスルヲ可トス

次幣帛供進使祓所ニ著ク
次修祓 先御幣物次幣帛
供進使及隨員

雜則

御幣物並ニ幣帛供進使、地
方長官、神祇院高等官及地
方高等官ノ修祓ハ四ニ定ム
ル式ニ準シテ之ヲ行フ

(告示)

附記

幣帛供進使ノ修祓ニ當リテ
ハ先ヅ御幣物次ニ幣帛供進
使次ニ幣帛供進使次ニ隨員
ノ順序ニ祓フ

〔祓所ノ圖〕



修 祓

供進使 修 祓

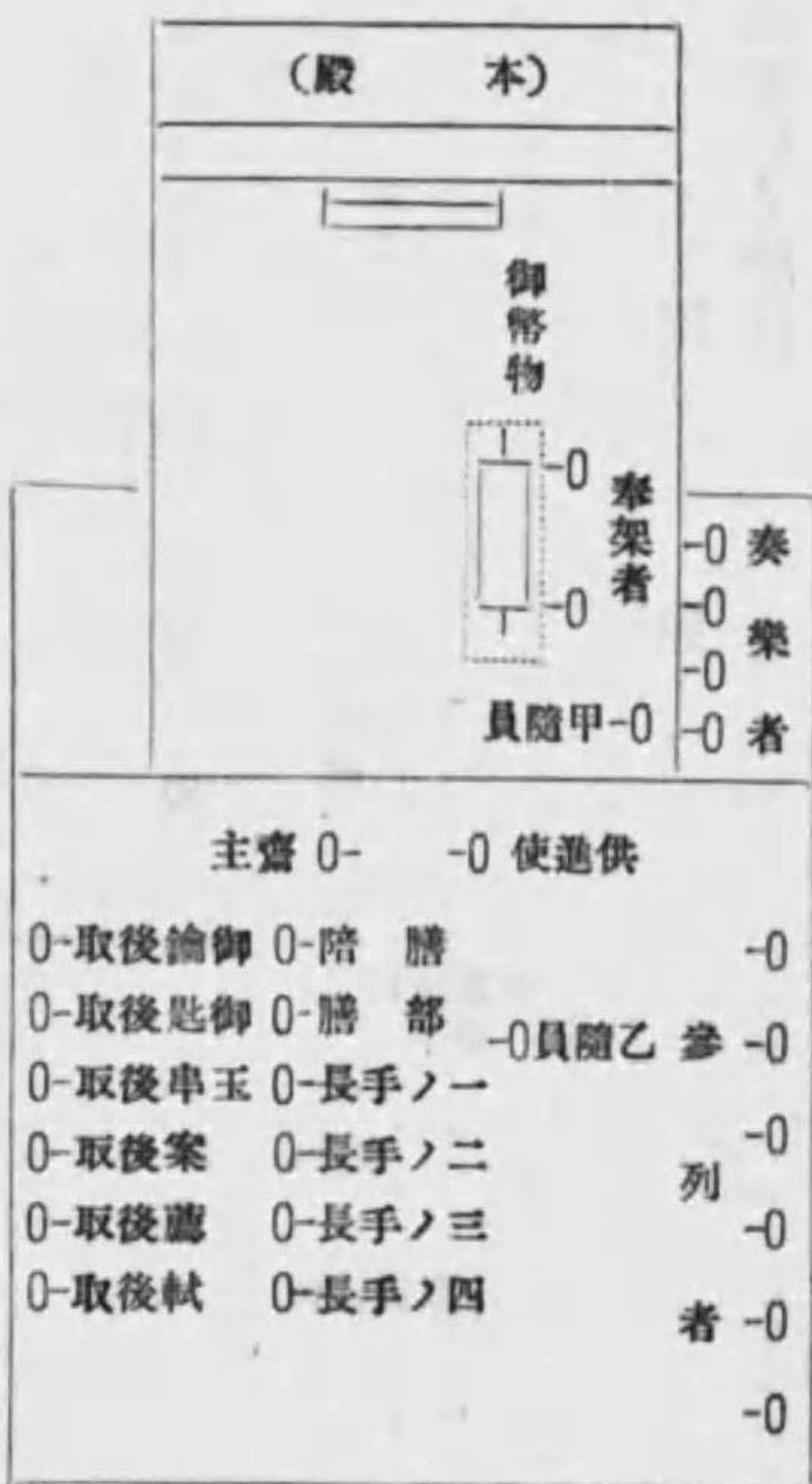
供進使、隨員等祓所の左側に著座、小拵の後、祓所役神候、齋員の修祓の作法に依り先づ御幣物(辛櫃ニ納メ)、次に供進使、次に隨員を祓ふ。

〔備考〕

- 一、辛櫃奉架者及警衛警官ハ祓フニ及バズ、但シ奉架者ハ辛櫃修祓中淺キ平伏チスルチ可トス
- 二、庭上ニ於テハ辛櫃ニ應テ用ヒズ奉架セシママチ可トス
- 三、路上ニ於テハ辛櫃ハ庭上ニ準ズ但シ甲隨員副從ノママ修祓チ受クチ可トス

次幣帛供進使所定ノ座ニ著ク
次御幣物辛櫃ヲ便宜ノ所ニ置
ク 幣帛供進使
隨員副フ

〔社殿著座ノ圖〕



著 座

供進使以下、祓所より參進、社殿前にて小拵、脱沓、社殿に入り直に小拵、各所定の座前に進行、座前著座、小拵す(甲隨員ハ辛櫃ノ下)。

〔備考〕

- 一、御幣物辛櫃奉架者ハ辛櫃ヲ所定ノ處上ニ置キ、架棒ヲ取り辛櫃縹香ノアル側ノ處上ニ置キ覆ヲ取り疊ミ架棒ノ上ニ置キ、荷緒ハ辛櫃ノ底裏ニ整ヘ置クチ可トス
- 二、警衛警官ハ祭場ニハ參人スルニ及バズ

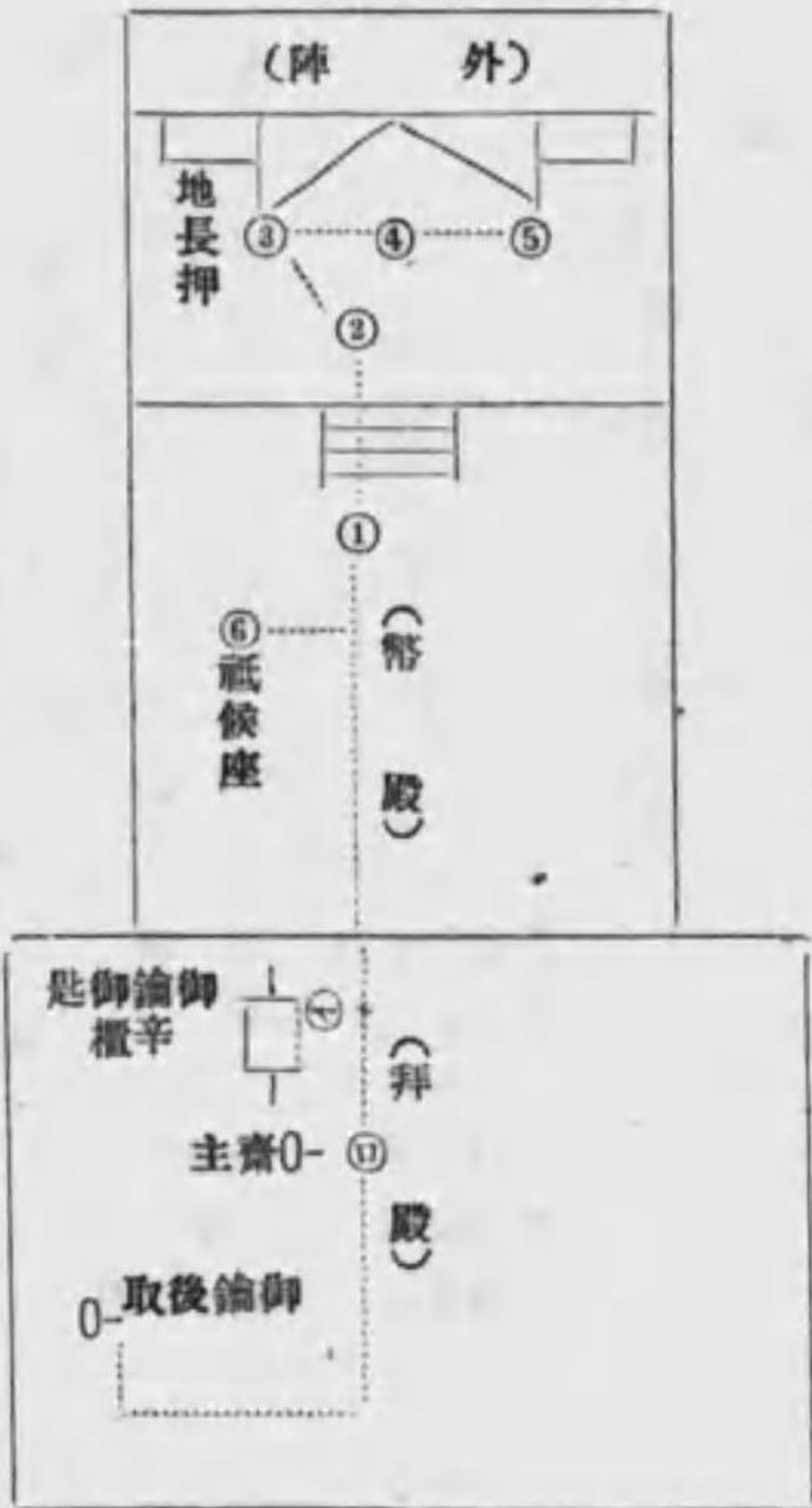
次宮司諸事辨備セル由ヲ幣帛
供進使ニ申ス

〔開扉〕
次宮司御扉ヲ開キ畢リテ側ニ
候ス 此間奏樂

對揖 開式

齊主、少しく供進使に向つて膝を進め小揖す。次に供進使、小揖を以て之に應ず。次に齊主、膝を退き本座に復す。

〔開扉ノ圖〕



御後取ノ所作 開扉
御後取、本座にて小揖、進む起座、御匙辛櫃前(イ)に進行、跪居、懷笏、御匙御匙

〔告示〕

宮司御匙御鑰ヲ後取ヨリ受
ケテ昇階シ御鑰ヲ便宜ノ所
ニ置キ御匙ニテ御錠ヲ解キ
先ヅ御匙次ニ御錠ヲ便宜ノ
所ニ置ク次ニ御鑰ヲ取リテ
樞ヲ解キ御鑰ヲ便宜ノ所ニ
置ク次ニ右手ヲ上左手ヲ下
ニ雄扉ノ瀬ニ配シテ之ヲ開
キ次ニ左手ヲ上右手ヲ下ニ
雌扉ノ端ニ配シテ之ヲ開キ
此ノ間諸員平 畢リテ側ニ祇候
伏又ハ幣帛折ス

齋主ノ所作

を執リ(辛櫃ノ蓋ハ下位ノ所役之ヲ除ケ、下)退く起座、齋主の下位より齋主の前(ロ)に膝行、進行の左曲折して齋主に向ひ(齋主ノ下位ノ足ヲ換)跪居、御匙御鑰を持換へ、一步膝進、之を齋主に進め、又手、一步膝退、把笏、小揖、退く起座、逆行の左曲折、本座に至り、座前著座、小揖す。

齋主本座にて懷笏(後取御匙御鑰ヲ)、後取より御匙御鑰を受け小揖(後取本座ニ)進む起座、階下①に進み深揖、昇階、大床②に直に著座(下位ノ足先ヲ大床ノ前端ニ掛ケテ)、深揖、外陣雌扉右端③に膝進、便宜の地長押等(無キトキハ、又ハ案)に御匙御鑰を同時に置き、更に御匙を執り、膝退の半右回轉、正中④に膝進、膝進の半左回轉して神前に向き、深揖、御錠を解き、膝退の半左回轉、③に至り御匙を置き、御鑰を執り、膝退の半右回轉、④に膝進、膝退の半左回轉して神前に向き、御錠を解き、之を捧げ持ち(開差ハ再ビ領ザル様)、膝退の半左回轉、③に至り、御錠を置き、御鑰を執り、膝退の半右回轉、④に膝進(正中ヨリ雄)、膝進の半左回轉して神前に向き、樞を解き、膝退の半左回轉、③に至り、御鑰を置き、又手、膝退の半右回轉、④に膝進(正中ヨリ雌)、膝進の半左回轉して神前に向き、雄扉の端に右手を上左手を下に配し(奏樂ヲ初メルヲ可トス)諸員深伏、膝退し之を開き、續きて膝退の半右回轉して之を押し⑤にて開き終へ、又手、膝退の半左回轉、④に膝進(正中ヨリ雄)、膝進の半右回轉して神前に向く、雌扉の端に左手を上右手を下に配し膝退し之を開き、續きて膝退の半左回轉して之を押し開き終へ、又手、膝退の半右回轉、④に膝進、膝進の半左回轉して神前に向ひ御簾を卷上げ(奏樂ヲ止ムヲ可トス)、又手、(御帳アルトキハ)、三步左斜後に膝退、直に著座(跪居)諸員深伏ヲ止ム

雜則

特別ノ事由アル場合ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ本殿ノ開扉ハ之ヲ行ハズ又ハ渡殿幣殿等ノ開扉ヲ以テ之ニ代ヘ若ハ卷簾、裏帳等ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

〔獻饌〕

次権宮司若ハ禰宜以下神饌ヲ供ス 此間奏樂

(告示)

先ヅ後取薦ヲ鋪キ案ヲ設ケ次ニ陪膳ハ案前ニ膳部ハ神饌所ニ手長ハ各其ノ位置ニ著キ懷笏シテ候ス
次ニ膳部神饌ヲ手長ニ傳ヘ手長順次ニ之ヲ陪膳ニ傳フ

把笏、拜拵、更に③に膝退、直に著座、深拵(拜拵ノ位置概ネ③ノ位置ニ)、降階(跪居、膝退ノ右回轉シ右足ヲ第一階ニ下シ、次ニ左足ヲ下シ直立、一階毎ニ降り最)、深拵、逆行三步、逆行の半左回轉、階下の祇候座⑥に至り神前に向ひ、進む著座、深拵、改めて笏尾を身につけて正笏す。

〔備考〕

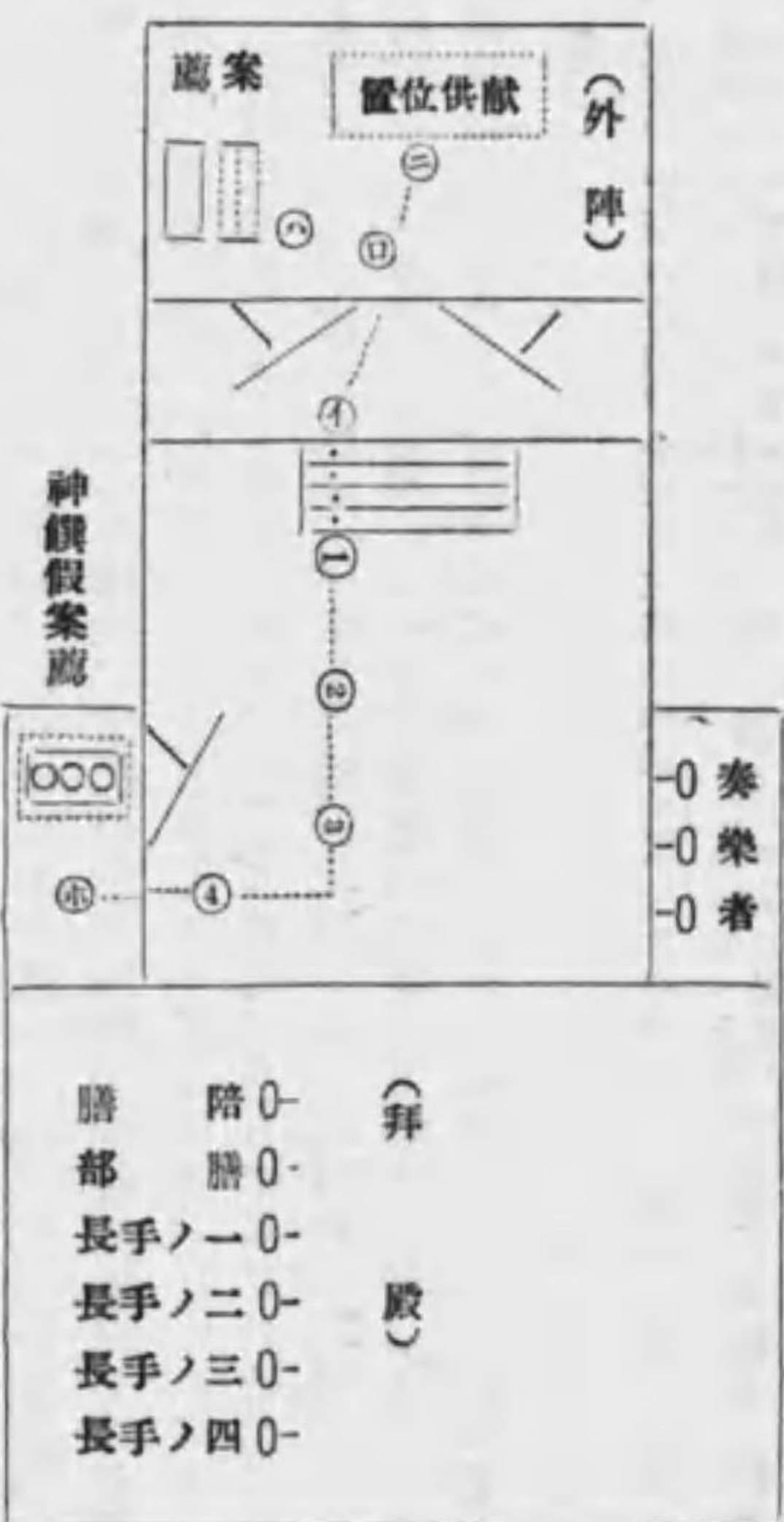
- 一、社殿ノ構造又ハ本殿無キ場合等ノ特別ノ事由アル場合ハ、地方長官ノ許可ヲ受ケテ渡殿、幣殿等ノ開扉ヲスルカ又ハ本殿ノ内陣ノ扉又外陣ノ卷簾裏帳ヲスルコトヲ以テ代フルコトヲ得、但シ内陣ノ卷簾裏帳ハセズ
- 二、齋員、參列者開扉ヲ察知シ得ザル時ハ可成、齋者、典儀等ノ列外ノ齋員ガ參列者ニ近ク而モ開扉ノ察知シ得ル處ニテ笏拍子「二」打チテ之ヲ知ラスヲ可トス

獻饌ノ圖

著送役ノ所作

陪膳(權宮司若ハ禰宜又ハ社掌案、)、本座にて小拵(奏樂整へ)、進む起座、階下に進行、深拵、昇階、大床(イ)にて直に著座、深拵、外陣に膝進(ロ)にて直ちに著座、拜拵假置の薦前(ハ)に至り懷笏、饌薦を執り、正中(ニ)に膝進、膝進の半左回轉、神前に膝進、之を舒べ、又手、膝退、膝退の半左回轉、(ハ)に至り饌案を執り、(ニ)に膝進膝進の半左回轉、神前に膝進、之を設け(假ニ薦ノ前端ニ置キ)、又手、斜左後(ロ)に膝退、直に著座、把笏、深拵、正中に向きを換ふ(跪居セズ坐)、膳部、手長、陪膳に續きて上位の者より順に本座にて小拵、進む起座、各役送の位置①②③④⑤に進行、進む

(獻饌ノ圖)



陪膳之ヲ案上ニ奠ス 畢リテ下位ノ者ヨリ本座ニ復ス

神饌傳供ノ所作

膳部、神饌に向ひて小拵、神饌を捧持、膝進、最下位手長の小拵を待ちて之を渡し、又手、小拵、次の神饌に向ふ。最下位の手長、膳部の膝進の頃又手、膝退の左曲折して神饌に向ひて小拵、一步膝進、之を受け、一步膝退、膝退の右回轉(膳部ノ小拵ヲ待チテ)進む起座、上位手長③の下位に進行、神前の方に向ひて跪居、一步膝進(上位手長ノ小拵ヲ待チテ)之を渡し、又手、一步膝退、小拵、膝退の右回轉、進む起座、元の役送の位置④に復す

著座(ハ神前ニ向キ)、小拵す。次に陪膳以下順に懷笏、候す(先ヅ跪居シ手ヲ輕キナガラ上體ヲ)。約十五度屈ス。

斯く順に之を最上位の手長に役送、最上位の手長、下位の手長の膝進の頃、又手、膝退の右曲折、神儀に向ひ小揖、之を受け(上位ノ手長ハ下位ノ手)、膝退の左回轉(下位ノ小揖ヲ)、進む起座、昇階、大床(イ)にて跪居、膝進(陪膳ノ小揖)、之を陪膳に渡し、又手、(イ)に膝退、小揖、降階、元の役送の位置①に復す。陪膳、最上位の手長の膝進の頃又手、膝退の右曲折、神儀に向ひ小揖、之を受け、膝進の左回轉、儀案前(ニ)に進み、之を案上に獻じ(假ニ案ノ前ニ置キ蓋ノアルモノハ之ヲ除キテ三方等ノ上ニ置キ)又手、一步膝退、小揖、更に膝退、元の役送の位置に復す。斯くして順に神儀を獻終す。

著本座ノ所作

陪膳(ロ)にて直に著座、把笏、神前に向きを換へ(跪居セズ座)、拜揖、(ハ)に至り懷笏、幣薦を執り、正中(ニ)に膝進、膝進の半左回轉、神前に膝進、之を儀案手前に舒べ、又手、膝退、膝退の半左回轉、(ハ)に至り幣案を執り、(ニ)に膝進、膝進の半左回轉、神前に膝進、之を設け、又手、(ロ)に膝退、直ちに著座、把笏、拜揖(イ)に膝退、直ちに著座、深揖、降階、①にて深揖、逆行三步、逆行の右回轉す。手長、膳部、順に陪膳の獻儀直後の把笏に合せ各の役送の位置にて直に著座、把笏、小揖、退く起座す。陪膳以下、下位の者より順に本座に至り、座前著座、小揖、奏樂を止む。

〔備考〕

一、大祭、中祭ハ外陣、小祭ハ大床ニ神儀ヲ獻ルヲ本則トス。但シ一社ノ故實ニ由ル慣例(明以前ヨリ其ノ神社ニ於テ現在)又ハ構造(外陣又ハ大床)ニ依リ大床又ハ階下等ニ獻ル時ハニ至ルマテ行レテ居ル場合)又ハ構造(ニ獻ジ得ザル)ニ依リ大床又ハ階下等ニ獻ル時ハ地方長官ノ許可ヲ要ス

附記

一 神儀ハ御扉ヲ開ク場合ハ外陣又ハ之ニ準ズベキ所ニ御扉ヲ開カザル場合ハ大床又ハ之ニ準ズベキ所ニ之ヲ

供ス但シ一社ノ故實ニ由ル慣例アル場合又ハ社殿ノ構造等ニ由リ之ニ依リ難キ場合ハ特例ヲ設クルコトヲ得

二 神儀ヲ二所以上ニ奏奠スル場合ハ上位ノ方ヨリ之ヲ供シ下位ノ方ヨリ之ヲ撤シ二殿以上ニ互ルトキハ上位ノ本殿ヨリ之ヲ獻撤ス但シ一社ノ故實ニ由ル慣例アルモノハ之ニ依ルコトヲ得

三 神儀ヲ供スル順序ハ和稻、荒稻、酒、餅、海魚、川魚、野鳥、水鳥、海菜、野菜、菓、塩、水トシ撤スル順序ハ之ニ反ス

定額ノ神儀及幣物ノ外其ノ地ノ産物等ヲ副ヘテ奉ル場合ハ定額ノ神儀ノ次ニ之ヲ供シ撤スル場合ハ之ニ反ス

四 神儀ノ臺數奇數ナルトキハ先ヅ正中次ニ左、右ノ順序ヲ以テ交互ニ奉奠シ偶數

二、同一本殿ニ二座以上ノ神儀ヲ獻ル時ハ上位ノ座ヨリ獻シ、下位ノ座ヨリ撤ス

二殿以上本殿別ニ神儀ヲ捧獻ル時ハ上位ノ本殿ヨリ獻撤ス、但シ一社ノ故實ニ由ル慣例アルモノハ地方長官ノ許可ヲ得テ之ニ依ルコトヲ得

三、一品ヲ一臺ニ供シテモ、一臺ニ何品供シテモ其ノ品目ノ神前ニ近キ順ハ上記附記ノ通りトス

又雜則ノ規定ニ依リ上記額ノ品目以外ニ其ノ地ノ神儀トシテノ産物(一例・麴類、具類、蛭類)ハ鹽水ノ次ニ獻ズルコトヲ得

四、案ノ上位ヨリ左、右均等ニ神儀ヲ獻ズ

- ナルトキハ先ヅ左次ニ右ノ順序ヲ以テ交互ニ奉奠ス
- 五 神饌中魚鳥等首尾アルモノヲ正中又ハ右ニ奉奠スル場合ハ頭ヲ左ニシ左ニ奉奠スル場合ハ頭ヲ右ニシ魚ハ腹部ヲ神前ニ向ク
- 六 三方、折敷等ハ縁ノ綴目ヲ手前ニ向ク
- 七 神饌案ハ正中ニ置ク二案ノトキハ第一案ノ手前ニ他ノ案ヲ置キ三案以上ノトキハ第一案ノ左右又ハ手前ニ適宜ニ之ヲ置ク
- 八 手長ハ神前ノ一方ニ竝ビ候シテ役送ス但シ一社ノ故實ニ由ル慣例アルモノハ之ニ依ルコトヲ得
- 九 特別ノ定例ニ依ル神饌ヲ供スル場合ノ作法ハ其ノ社ノ例ニ依ル

五、神饌中魚鳥等ハ頭ヲ上位ニシテ奠ジ(菜ハ地中ニアル)魚ハ腹ヲ神前ニ向ク(方ヲ下位トス)



- 六、三方、折敷等ハ縁ノ綴目ヲ手前ニシテ陪膳ガ獻ジ得ル様膳部ガ之ヲ最下位ノ手長ニ渡ス
- 七、
- 八、前述ノ如ク陪膳ハ膳部、手長共右側ノ一方ニ竝候スルチ第一ノ本則トシ、神饌所ガ左側ニアル場合ナドニ依リ陪膳ガ右側ニ膳部手長左側ニ竝候スルチ第二ノ本則トシ、社殿ノ構造等ニ依リ陪膳手長ガ右側ニ膳部ガ左側ニ候スルチ第三ノ本則トス。但シ一社ノ故實ニ由ル慣例ニ依リ左右ノ斜ニ相對シ分候、或ハ各自捧持シテ獻撒スル等ノ特別ニ依ルトキハ地方長官ノ許可ヲ要ス
- 九、切身饌等ノ特別ニ依ル神饌ヲ供スル時ノ作法ハ其ノ社ノ古例ニ依ル

十 一社ノ故實ニ由ル慣例アル場合又ハ社殿ノ構造等ニ由リ薦又ハ神饌案ノ鋪設ニ付特別ヲ設クルコトヲ得

雜則

- 一 神饌料ハ豫メ之ヲ神社ニ交附ス
- 一 神饌臺數竝品目左ノ如シ
- 大祭 社 十一臺以上
- 中社 社 十臺以上
- 小社 別格官幣社 九臺以上
- 別格官幣社 和稻 荒稻 酒 餅 海魚 川魚 野鳥 水鳥 海菜 野菜 菓 塩 水
- 但シ小社 別格官幣社ニ在リテハ野鳥水鳥ノ中一種ヲ省路スルコトヲ得
- 中祭 祭 七臺以上
- 和稻、荒稻 酒 餅 魚 鳥 海

十、薦ノミ又ハ案ノミノ慣例アル神社ハ地方長官ノ許可ヲ得テ之ニ依ルコトヲ得但シ案薦ヲ當日式前、鋪設シ置ク事ハ許可ヲ要セズ

- 十一、豫メ交附ヲ受ケタル神饌料ヲ以テ神社ニ於テ神饌ヲ購入調理ス
- 十二、府縣社以下神社ニ在リテハ神饌ノ臺數ハ小社以下ノモノト考ヘ、止ムヲ得ザル場合ハ品目ニ付テモ一部(鳥等)省略モ可ト考フ
- 切身饌等ヲ獻スル場合ニシテ其臺數品目定額以下ノ場合及其ノ順ヲ變更スル場合ハ地方長官ノ許可ヲ要ス

菜 野菜 菜 塩 水
 但シ鳥ハ之ヲ省略スルコトヲ得
 小 祭 五臺以上
 和稻 荒稻 酒 魚 海菜 野
 菜 菓 塩 水
 定額ノ神饌及幣物ノ外其ノ地ノ産物等ヲ副ヘテ奉ルコトヲ得
 神饌臺數及品目ニ付特別ノ定例アル神社ニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受ケ之ニ依ルコトヲ得

次宮司祝詞ヲ奏ス

(告示)

幣帛供進使祝詞奏上ニ準ズ

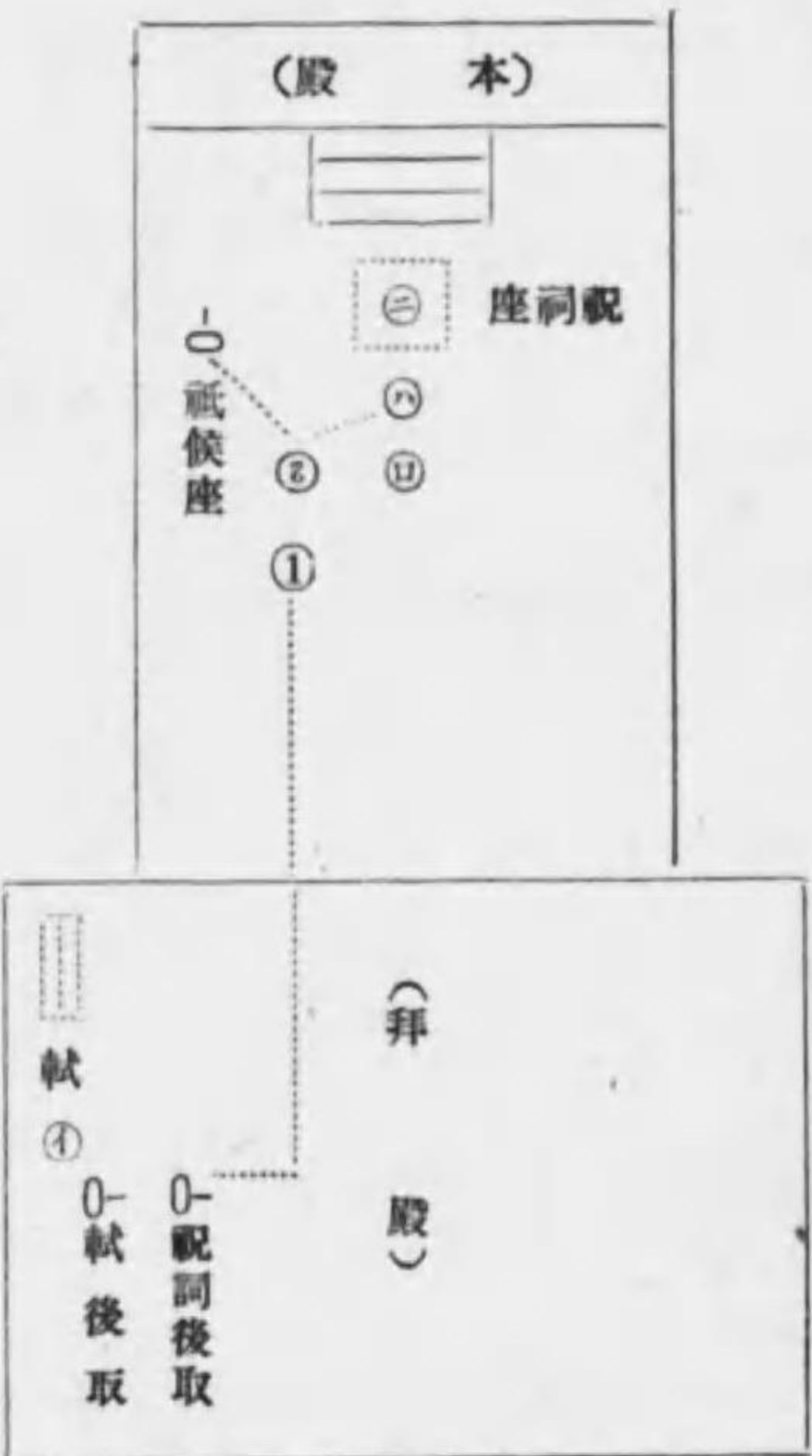
齋主祝詞奏上

軾後取ノ所作

軾後取、本座にて小揖、進む起座、軾前①に至り跪居、懐笏、軾を執り、退く起座、祝詞座正中三步手前②に進行、跪居、三步膝進して③に進み、軾を鋪く、又手、④に膝退三步、把笏、小揖、退く起座、斜左後に逆行三步、逆行の右回轉、本座に至り、座前著座、小揖す。

祝詞後取ノ所作

(齋主祝詞奏上ノ圖)



祝詞後取、本座にて小揖、懐笏、祝詞袋より祝詞を出して持ち、進む起座、齋主の祇候座と祝詞座との中間①に進行、神前の方に向つて跪居、祝詞を持換へ(懐笏スル頃)、一步膝進、之を齋主に進め、又手、一步膝退、把笏、小揖、退く起座、逆行の右回轉、本座に至り、座前著座、小揖す。

齋主ノ所作

齋主、祇候を解き(祝詞後ノ①ニ進ム頃カ)、改めて深揖、進む起座、①の三步手前②に進行、祝詞後取に向つて跪居、祝詞後取より祝詞を受け、膝退の半左回轉(祝詞後取ノ小)、進む起座、軾前④に進行し神前に向ひて小揖、跪居、軾の中央③に膝進三步、直に著座、

深揖、居拜の再拜、祝詞奏上(作法ノ詳細ハ供進使ノ項参照ニ諸員深キ平伏)、居拜の再拜、深揖、④に膝退三歩して軾を外し、退く起座、小揖、斜左後に逆行三歩、逆行の右回轉⑤に至り跪居、(神前ハ斜左)、祝詞後取に祝詞を授け、退く起座、祇候座に至り、著座、深揖、祇候す。(後トナル)

祝詞後取ノ所作

祝詞後取、本座にて小揖(齋主祝詞奏上後)、進む起座①にて齋主に向ひて跪居、齋主②にて跪居を待つて小揖、懷笏、又手、一步膝進、齋主より祝詞を受け、一步退膝、退く起座、逆行の右回轉、本座に至り、座前著座、祝詞を祝詞袋に納め、把笏、小揖す。

軾後取ノ所作

軾後取、本座にて小揖、進む起座、③に進み跪居、小揖、懷笏、又手、三步膝進して④に進み、軾を收め、之を執り、三步膝退⑤にて退く起座、斜左後に逆行三歩、逆行の右回轉、⑥に至り跪居、軾を置き、懷笏、退く起座、逆行の右回轉(本座近キ時ハ本座に至り、座前著座、小揖す。)

〔備考〕

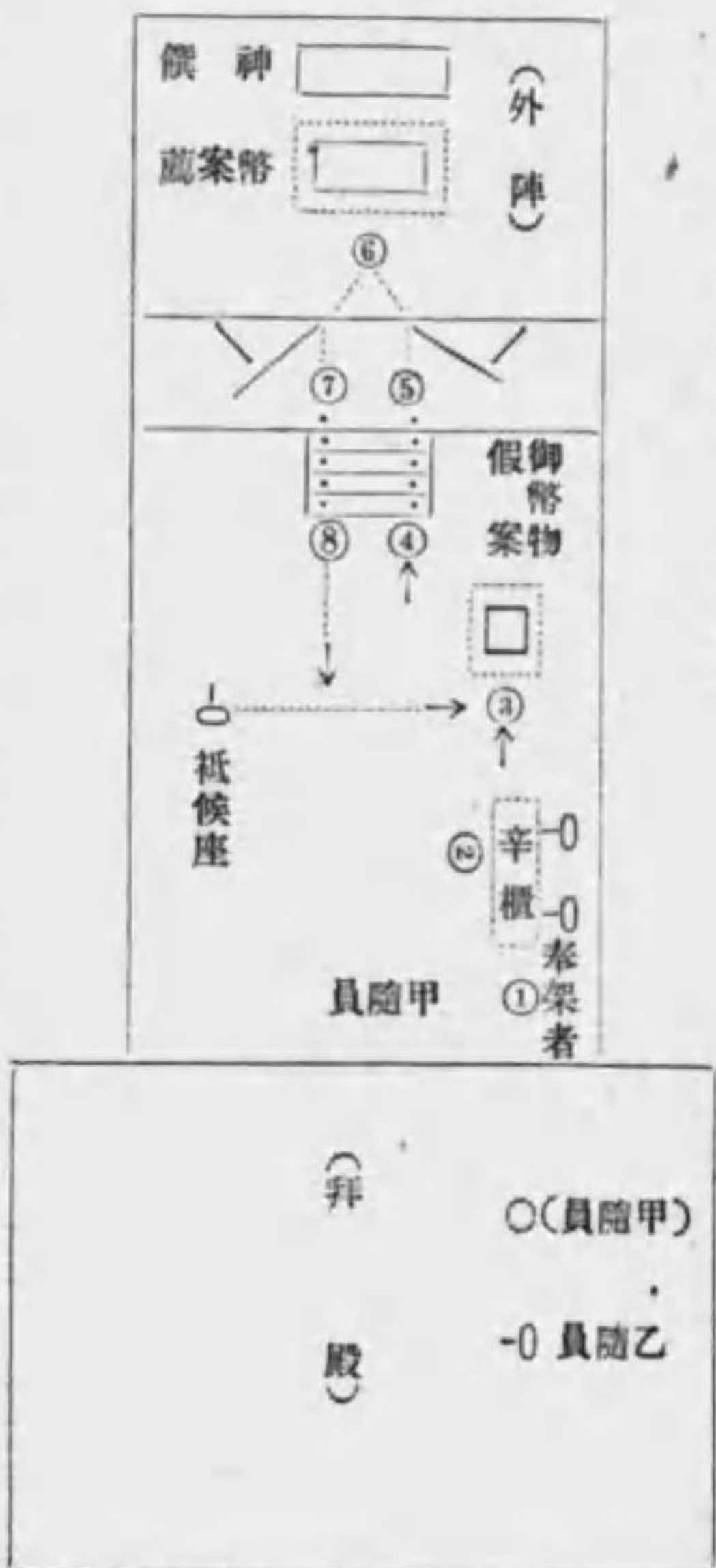
- 一、祝詞後取ハ御輪後取、玉串後取ノ外兼ネザルヲ本側トスルヲ以テ齋員少ナキ場合ハ齋主祝詞ヲ懷中ス
- 二、祝詞座ハ階下ノ祝詞舎ヲ本則トス。但シ社殿ノ構造ニテ大床ヲ祝詞座トスル時ハ陪膳又ハ最上位ノ手長軾後取ヲ兼ネ、獻饌後軾ヲ鋪キテ本座ニ復スルヲ可トス

獻幣ノ圖

〔獻幣〕 次幣帛進使隨員幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ假ニ案上ニ置ク 案ハ兼メ便宜

薦、案後取ノ所作

(獻幣ノ圖)



陪膳、獻饌後直ちに薦案を鋪設し本座に復せしに依り略す。

隨員ノ所作

甲隨員、副從の座①にて小揖、進む起座、御幣物辛櫃前②に進行、進行の右曲折、辛櫃に向ひ跪居、小揖、懷笏、又手、一步膝進(此ノ時奉架者小揖ス、辛櫃ノ蓋ヲ手前ヲ軸物ヲ持テ後蓋ヲ閉メ、)、御幣物を捧持、一步膝退、退く起座、進行の左曲折、假案前に進行、跪居、一步膝進、案上に置き、又手、一步膝退、把笏、深揖、斜右後に膝退三歩、直に著座、小揖す。

齋主ノ所作

齋主、祇候を解き、深揖、進む起座、御幣物假案前に③至り、跪居、小揖、懷笏、又

次宮司幣物ヲ奉ル

(告示)

先ヅ後取薦ヲ鋪キ案ヲ設ケ 次ニ幣帛供進使ノ隨員御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ假ニ案上ニ置キ側ニ控フ 次ニ宮司御幣物ヲ案上ニ奠ス畢リテ宮司ハ祇候ノ座ニ

復シ隨員ハ所定ノ座ニ著ク

附記

- 一 御幣物ハ雲脚臺ニ載セテ奉ル但シ現品ヲ柳宮ニ納メテ奉ル場合ハ臺ヲ用ヒズ
- 二 御幣物案ハ神饌案ノ手前正中ニ之ヲ設ク
- 三 御幣物ヲ二所以上ニ奉奠スル場合ハ上位ノ方ヨリ之ヲ供シ下位ノ方ヨリ之ヲ撤シ二殿以上ニ互ルトキハ上位ノ本殿ヨリ之ヲ獻撤ス但シ一社ノ故實ニ由ル慣例アルモノハ之ニ依ルコトヲ得

雜則

隨員ノ所作

手、一步膝進、御幣物を捧持、一步膝退、退く起座、階下④に進行（正中ヲ己ノ）、昇階、大床⑤にて跪居、外陣に膝進、更に案前⑥に膝進、之を案上に奠じ、又手、三步膝退、直に著座、把笏、拜揖、大床⑦に膝退、直に著座、深揖、降階、⑧にて深揖逆行三步、逆行の半左回轉、祇候座に至り、著座、深揖、祇候す。

甲隨員、齋主の奉奠後の拜揖の時、小揖、退く起座、逆行の左回轉、本座に至り座前著座、小揖す。

〔備考〕

- 一、勅使參向以外ノ祭典ノ御幣物ハ幣帛料ナル現金ニ付キ柳宮ヲ用ヒズ雲脚臺ニ載ス
- 二、神饌案ハ正中ニ設クルニ付キ御幣物案ハ其ノ手前ニ設ク
- 三、同一本殿ニ、二座以上ノ御幣物ヲ奉奠スル時等、二殿以上ノ本殿ニ奉奠スル時ハ前述ノ神饌案ノ例ニ準ジ之ヲ行フ
- 四、奉奠者ノ裝束（布衣等）、作法（熟達）等ノ整備セザル時ハ辛櫃ヲ社殿ニ置キテ退出スルカ、又ハ社殿ニ昇殿セズ、齋員等ノ昇殿者ニ之ヲ渡シ退下スルヲ可トス
- 五、奉奠者、辛櫃ニ從ヒ社殿ニ著座セザル場合ハ乙隨員、本座ニテ小揖、進ム起座、辛櫃後ニ進行、進行ノ左曲折、辛櫃ニ向ヒ、跪居、小揖、懷笏、蓋ヲ開ケ、甲隨員ノ御幣物ヲ辛櫃ヨリ捧持後、蓋ヲ閉ゲ、把笏、退ク起座、進行ノ左曲折、本座ニ至リ、座前著座、小揖ス
- 六、辛櫃ノ蓋ヲ開ケベキ乙隨員、奉奠者無キ時ハ齋員之ヲ行フヲ可トス
- 七、御幣物假案ハ正中ニ設クベキモ、社殿ノ都合上左面ニ設クル例多キ爲メニ之ノ例ニ依ル實例ヲ示セリ。而シテ正中ニ假案ヲ設ケタル場合及階下庭上ナル場合ハ齋主御幣物ヲ捧持シ正中ヲ己ノ右ニ避ケ昇階スルヲ可トス

〔祝詞奏上〕

御幣物ハ祭日ノ前地方長官正廳ニ臨ミ之ヲ點檢ス

（告示）

次幣帛供進使祝詞ヲ奏ス

坐禮ノ場合ニ在リテハ先ヅ後取軾ヲ鋪キ

次ニ幣帛供進使祝詞ヲ隨員ヨリ受ケテ

笏ニ持添へ進ミテ軾ニ著ク

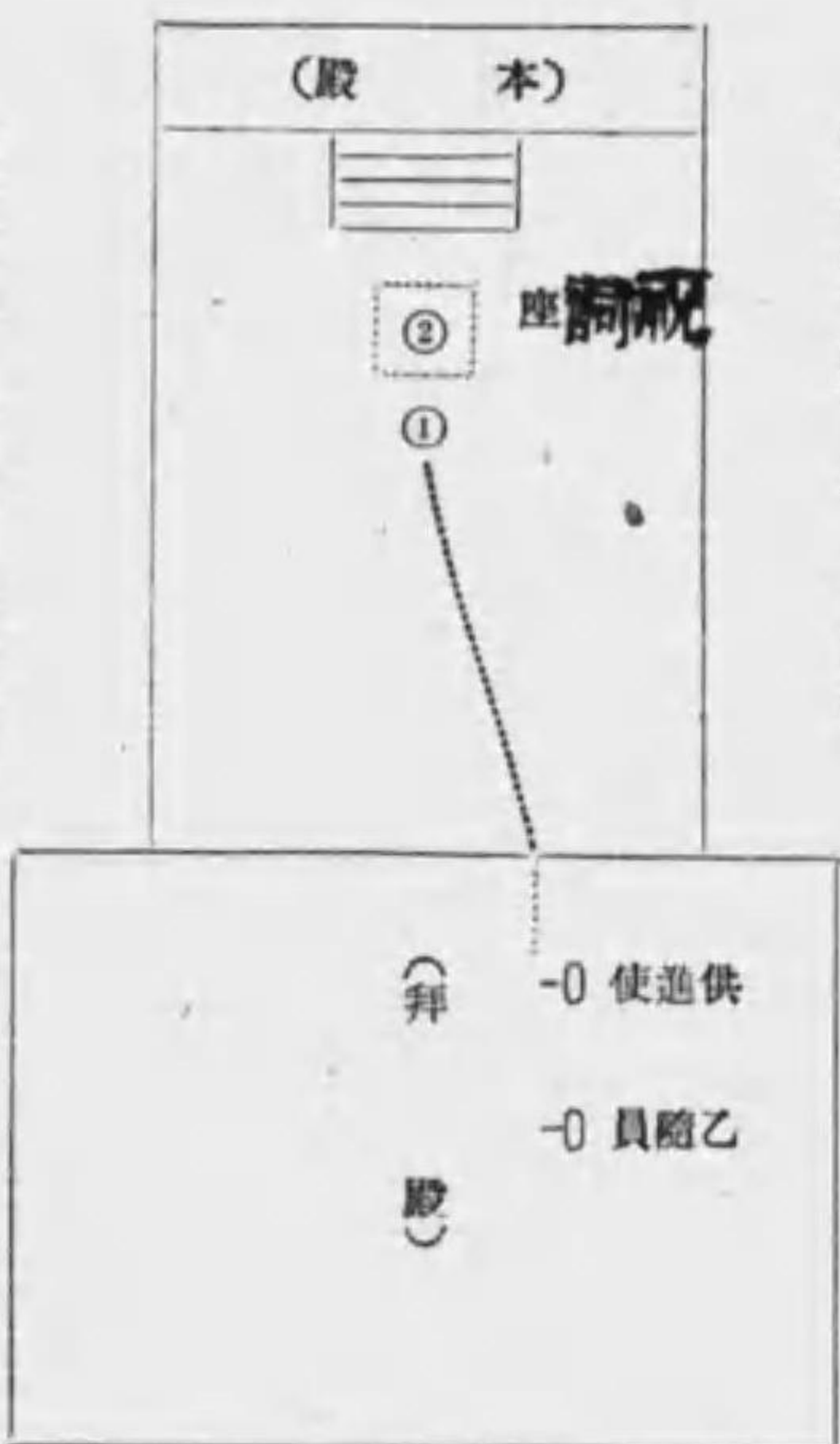
次ニ再拜シテ笏ヲ置キ祝詞ヲ左側ニテ開キ目通ニ棒ゲテ奏上ス 此ノ間隨員平伏又ハ幣折ス 次ニ祝詞ヲ左側ニテ卷キ笏ニ持添へテ再拜ス畢リテ本座ニ復シ

祝詞ヲ隨員ニ授ク

次ニ後取軾ヲ撤ス

八、地方廳ニ於テハ幣帛料ハ祭日以前ニテ整へ、地方長官正廳ニ臨ミ之ヲ點檢シ供進使之ヲ捧シテ參向ス。市町村ニ在リテモ右ニ準ズ

（祝詞奏上ノ圖）



キョウシシノリトモクジヤツ

○後取ノ所作

軾後取、供進使祝詞奏上の時と同様にして軾を鋪く。

隨員ノ所作

乙隨員、小揖、懷笏、祝詞袋より祝詞を取出し、之を捧持し、進む起座、供進使の前に進行、進行の右曲折して供進使に向ひ（供進使ノ下位膝ヲ袂ム如キ位置）、跪居、祝詞を持換へ、一步膝進、之を供進使に進め、又手、一步膝退、把笏、小揖、退く起座、逆行の右曲折、

本座に至り、座前著座、小揖す。

供進使ノ所作

供進使、乙隨員より祝詞を受け隨員本座の小揖の頃小揖、進む起座、軾前①に進行、小揖、跪居軾の中央②に膝進三步、直に著座、深揖、居拜の再拜、祝詞奏上(左手人祝詞ト筋トノ間ヲ割キ、拇指ト三指ニテ祝詞ト筋トヲ支ヘ、右手ニテ置笏、右手ヲ祝詞ニ添ヘテ、左側ニ移シ、左手拇指ニテ祝詞ノ巻端ヲ割キ、右手ニテ祝詞折先ヲ持チテ開キ、左手ニテ殘端ヲ開キ終ヘテ終端ヲ持チ、目通ニ捺ナ、平聲ニテ奏ス。奏シ終レバ左側ニ於テ左手ニテ祝詞ヲ巻初メ右手ニテ巻終ヘ右膝ニ移シ、右手ニテ把笏、持笏ノ姿勢トナル。隨員深キ平伏) 居拜の再拜、深揖、①に膝退三步して軾を外し、退く起座、小揖、斜右後に逆行三步 逆行の左回轉、本座に至り、座前著座、小揖す。

隨員ノ所作

乙隨員、本座にて小揖、進む起座、供進使の前に進行、進行の右曲折して供進使に向ひ、跪居、小揖、懷笏、叉手、一步膝進、供進使より祝詞を受け、一步膝退、退く起座、逆行の右曲折、本座に至り、座前著座、祝詞を祝詞袋に納め、把笏、小揖す。

軾後取ノ所作

齋主祝詞奏上の時と同様にして軾を撤す。

〔備考〕

祝詞奏上ガ、齋員、參列者ニ察知シ得ザル時ハ、開閉扉同様笏拍子ヲ用フヲ可トス

供進使玉串拜禮

薦後取ノ所作

〔拜禮〕
次幣帛供進使玉串奉リテ拜禮
玉串ハ隨員
之ヲ附ス

(告示)

玉串ヲ奉リテ拜禮スルトキ
坐禮ノ場合ニ在リテハ先ヅ
後取薦ヲ鋪キ
案ヲ設ケ
軾ヲ鋪ク
次ニ幣帛供進使玉串ヲ隨員
ヨリ受ケ進ミテ軾ニ著ク
次ニ玉串ノ先ヲ前方ニ向ケ
左手ヲ下シテ本ヲ持チ右手
ヲ放シ先ヲ右ニ廻シナガラ
右手ニテ其ノ中程ヲ裏ヨリ
執リ左手ヲ添ヘ表ヲ上ニ本
ヲ神前ニシテ案上ニ奉リ再
拜拍手シ畢リテ本座ニ復ス

案後取ノ所作

薦後取、本座にて小揖、進む起座、薦前④に至り跪居、懷笏、薦を取り、退く起座、正中を横切つて拜座の上位⑤の三步手前神前に進行、跪居、⑥に膝進三步、跪居、薦を鋪き初め、⑦にて鋪き終へ、叉手、膝退三步、把笏、小揖、退く起座、逆行三步、逆行の右回轉、本座に至り、座前著座、小揖す。

案後取ノ所作

案後取、續きて小揖(薦ヲ鋪キ初)、④に至り跪居、懷笏、案を執り、退く起座、薦の三步手前正中に進行、跪居、⑥に膝進三步、之を薦の中央に設け、叉手、膝退三步、把笏、小揖、退く起座、斜左後へ逆行三步、逆行の右回轉、本座に至り、座前著座、小揖す。

軾後取ノ所作

軾後取、續き(案ヲ設ケ)、祝詞奏上の項と同様にして案の手に鋪く。

隨員ノ所作

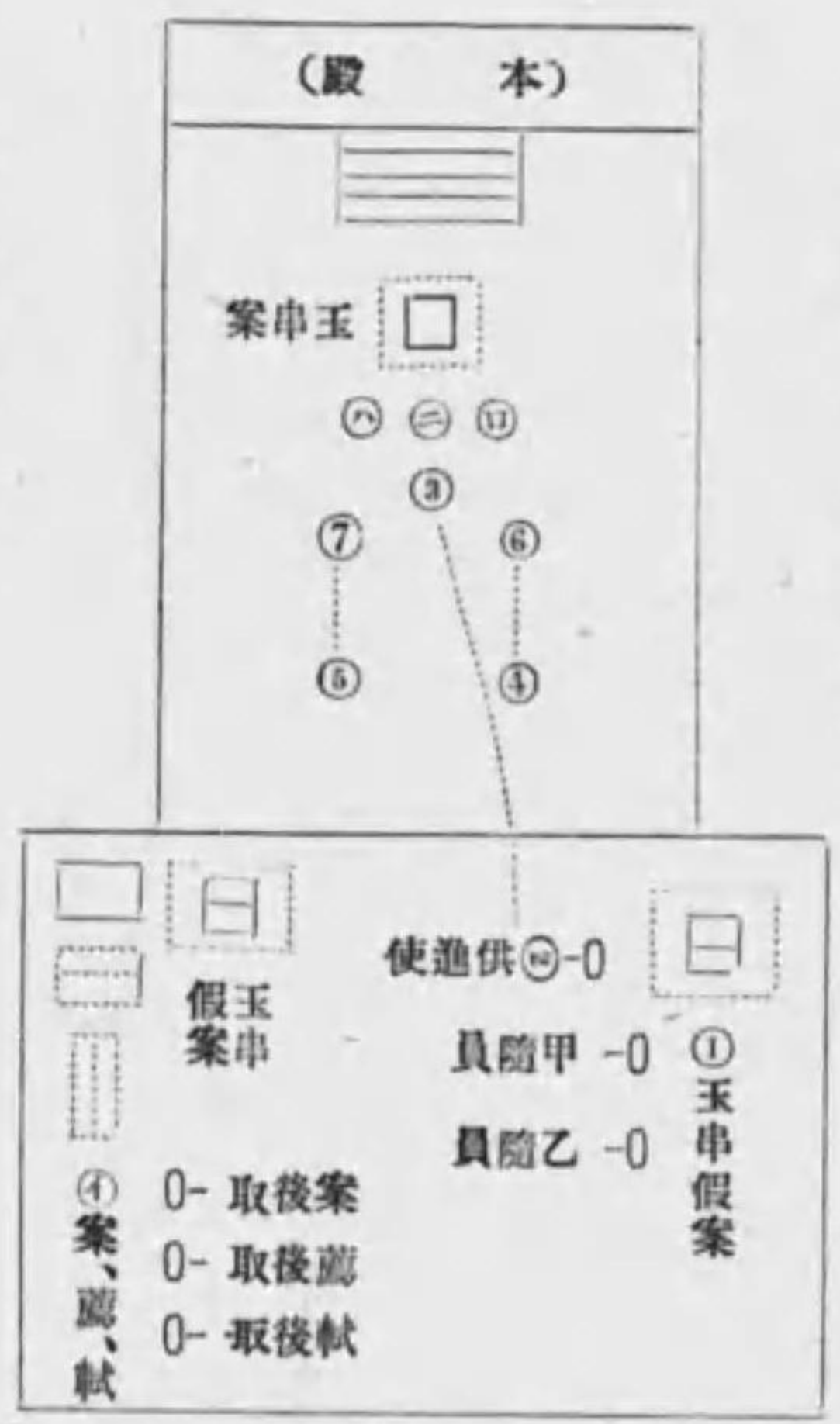
乙隨員、續きて小揖(軾ヲ鋪キ初)、進む起座、供進使玉串假案前①に至り跪居、懷笏玉串を執り、退く起座、逆行の左回轉、供進使より二步前②に進行、進行右曲折して供進使に向ひ、跪居、之を保持へ、一步膝進、之を供進使に進め、叉手、一步膝退、把笏、小揖、逆行の右曲折、本座に至り、座前著座、小揖す。

供進使ノ所作

供進使、懷笏し、玉串を乙隨員より受け隨員の小揖の頃、小揖、進む起座、軾前③に進行、小揖、跪居、軾の中央に膝進三步、直に著座、深揖、玉串の本を神前に持ち換へ(上段ノ告示)、之を案上に奉り(手が案ニ届カザル時ハ)、把笏、居拜の再拜、二拍手、拜揖、③に膝退三步して軾を外し、退く起座、小揖、斜右後へ逆行三步、逆行の

左回轉、本座に至り、座前著座、小拵す。
〔備考〕
一、拜座ハ祝詞座ヨリ上位ナラザルヲ可トス

〔供進使及隨員拜禮ノ圖〕



隨員列拜

隨員拜禮ノ所作

隨員、同時に小拵、進む起座、拜座(供進使拜座ヨリ下位)、三歩手前、各の④⑤に進行して神前に向ひ、小拵、跪居、各⑥⑦に膝進三步、直に著座、深拵、居拜の再拜、二拍手、拜拵、膝退三步、各⑧④にて退く起座、小拵、逆行三步、逆行の回轉(甲隨員ハ左、乙隨員ハ右)

次幣帛供進使隨員拜禮

(告示)

玉串ヲ奉ラズシテ拜禮スルトキニ在リテモ前項ニ準ズ

本座に至り、座前著座、小拵す。

宮司玉串拜禮

玉串後取ノ所作

玉串後取、右側の玉串假案上の玉串を執りて、祝詞後取齋主に祝詞を進めし位置にて玉串を齋主に進む。

齋主ノ所作

齋主、祝詞を後取より受けし位置にて玉串を後取より受け供進使の拜禮に準じ、玉串を奉奠、拜禮し、祇候座に復し、祇候す。

齋員列拜

齋員拜禮ノ所作

齋員、隨員の拜禮に準じ拜禮す。

參列者玉串拜禮

玉串後取ノ所作

薦取後、供進使、齋主の拜座より下位に薦を鋪き、案後取、同様案を設け、軾後取同、樣軾を鋪く(供進使拜禮)、玉串後取、乙隨員と同様にして玉串を參列者に進む。

參列者ノ所作

參列者、玉串後取より玉串を受け、小拵、進む起座、軾の手前まで進行、小拵、跪居軾の中央に膝進三步、直に著座、深拵、玉串を案上に奉奠(其ノ作法供進使ニ同シ)、再拜(兩手ヲソ三秒後除々ニ元ノ姿勢ニ復スルコト二回)二拍手、拜拵(兩手ヲ膝前ニツキ上体ヲ深、跪

次宮司玉串ヲ奉リテ拜禮
典之ヲ
附ス
玉串
ハ主

(告示)

幣帛供進使拜禮ニ準ズ

次權宮司若ハ禰宜以下拜禮

(告示)

幣帛供進使ニ準ズ

雜則

祭祀ニ參列ヲ許サレタル者ハ神職ニ次デ拜禮スルコトヲ得

(告示)

他ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外幣帛供進使拜禮ニ

準ズ

附記

軾、案及薦ハ拜禮畢リタル後之ヲ撤ス

居、膝退三步して軾を外し、退く起座、小掛(上體ヲ輕ク屈シ直チ)、斜後に逆行三步、逆行の回轉、本座に至り、座前著座、小掛す。

軾後取ノ所作

軾後取、祝詞奏上の項と同様にして軾を撤す。

案後取ノ所作

續きて本座にて小掛(軾ヲ收メ)、玉串案三步手前に進行、跪居、小掛、懷笏、叉手、膝進三步、案を執り、三步膝退、退く起座、斜左後へ逆行三步、逆行の右回轉、假置所に至り跪居、之を置き、把笏、退く起座、逆行の右回轉(本座ニ近キ時ハ)、本座に至り座前著座、小掛す。

薦後取ノ所作

薦後取、續きて小掛(案ヲ執リ)、薦の左端の三步手前に進行、跪居、小掛、懷笏、叉手、薦の左端に膝進三步、薦を巻き初め、薦の右端に進み巻き終へ、之を執りて、膝退三步、退く起座、斜左後へ逆行三步(正中チ)、逆行の右回轉、假置所に至り跪居、之を置き、把笏、退く起座、逆行の右回轉、本座に至り座前著座、小掛す。

〔備考〕

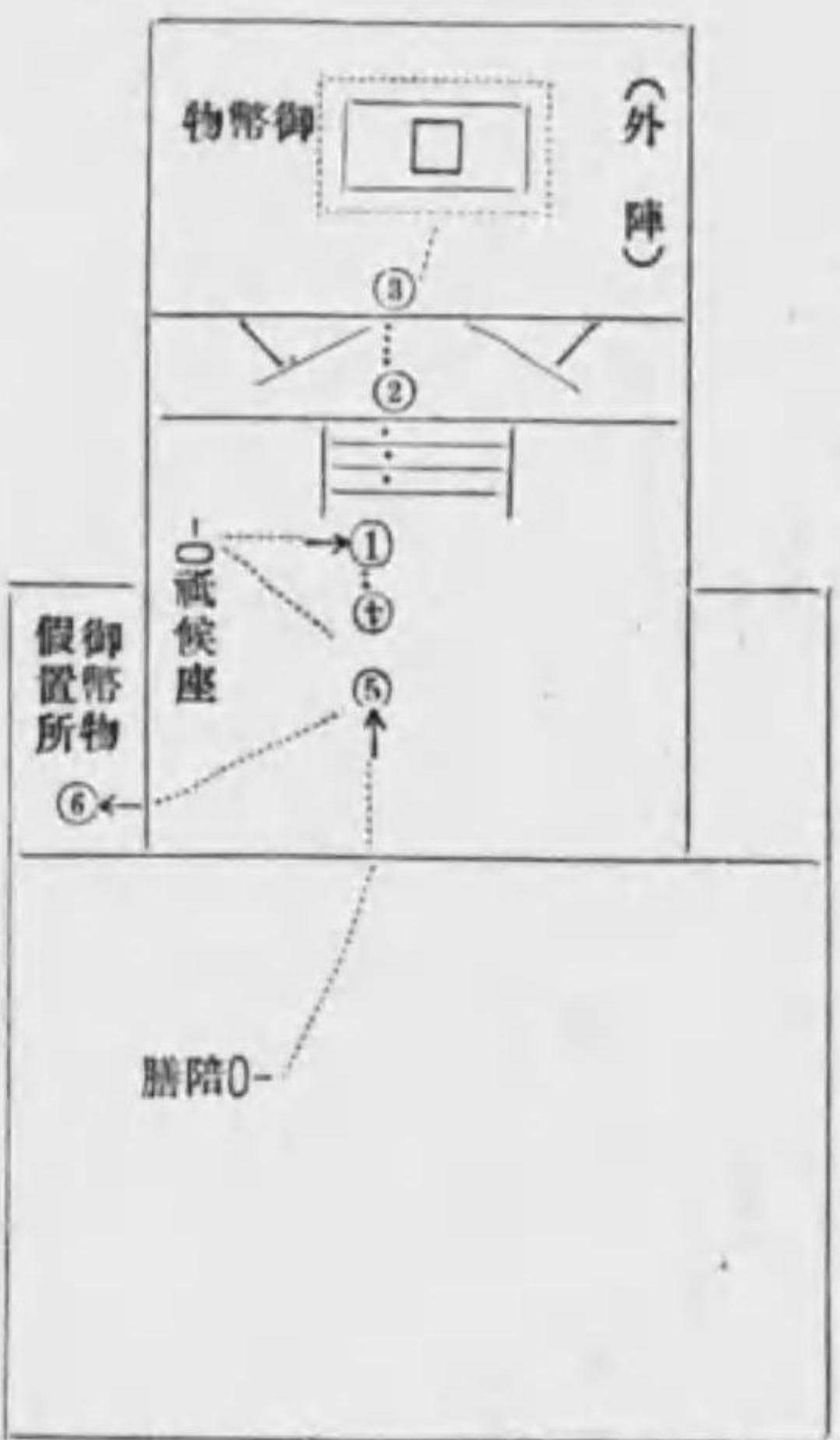
- 一、參列者ノ文官、武官ニシテ制服ヲ着用シ其ノ作法ノ定メアルモノハ其レニ依ル
- 二、參列者ノ拜禮ノ順序ハ概ネ左記ニ依リ代表者玉串ヲ奉奠スルチ可トス。但シ玉串ヲ奉奠セザルモノノ拜禮ハ隨員ノ作法ニ準ビ軾ヲ用ヒザルチ可トス
- イ、神社監督官廳ノ官吏
- ロ、神社監督公署ノ公吏

〔撤幣〕

次宮司以下御幣物ヲ撤ス
(告示)

先ヅ宮司御幣物ヲ撤シ之ヲ
權宮司又ハ禰宜府縣社以下
社ニ在リテハ
社掌、以下ニ傳フ
之ニ倣フ
次ニ後取案及薦ヲ撤ス

(撤幣ノ圖)



- ハ、氏子崇敬者
- ニ、氏子崇敬者ニ非ラザル者ニ注意シ警衛ノ警官ハ祭典中拜禮セザルチ可トス
- 三、軾、案、薦ノ撤スル順ハ先ヅ參列者ノモノ次ニ齋主、供進使ノモノノ順チ可トス

齋主ノ所作

齋主、祇候を解き、深揖、進む起座、階下①に進行、深揖、昇階、大床②に直に著座、深揖、外陣③に膝進、直に著座、拜揖、叉手、御幣物前三歩膝進、之を捧持し③に膝退、更に④に膝退、降階して①に至り、逆行三步、逆行の右回轉、⑤に至り跪居、

陪膳の小掛後の膝進を待ちて之を渡し、把笏、小掛、膝退の右回轉、進む起座、祇候座に至り、著座、深掛、祇候す、

陪膳ノ所作

陪膳、小掛(齋主降階ノ頃ガ)、進む起座、①の三步手前⑤に進行して神前の方へ向ひ跪居、御幣物に小掛(齋主ノ後)、懷笏、又手、一步膝進、御幣物を齋主より受け、一步膝退、齋主の小掛を待ちて膝退の半左回轉、進む起座、御幣物置所⑥に至り、跪居、之を置き把笏、小掛、退く起座、本座に至り、座前著座、小掛す。

(備考)

一、案、薦後取ハ陪膳ガ兼テ撤儀スル時撤スルヲ可トス

撤アツ 儀セシ (撤儀ノ圖参照)

著役送ノ所作

陪膳、本座にて小掛(奏樂ノ整ヒタル頃)、進む起座、階下に進行、深掛、昇階、大床④にて直に著座、深掛、外陣に膝進⑤にて直ちに著座、拜掛、懷笏、又手、幣案前に膝進、之を執りて膝退、膝退の半左回轉、⑥に至り之を置き、又手、幣薦前に膝進之を收め執りて膝退、膝退の半左回轉⑥に至り之を置き、把笏、⑥に膝進神前に向ひ、直に著座、拜掛、正中に向を換ふ(跪居セズ坐シタルママ)。

陪膳、陪膳に續きて(階下ノ深掛ノ頃ガ)、本座にて小掛、進む起座、神儀假案前⑥に至り著座、小掛す。

手長、膳部に續き上位の者より順に本座にて小掛、進む起座、各役送の位置①②③④に進行、進む著座(ハ神前ニ向フヲ可トス)、小掛す。陪膳以下順に懷笏、候す。

[撤儀]

次權宮司若ハ福宜以下神儀ヲ撤ス 此間奏樂

(告示)

先ヅ陪膳ハ案前ニ膳部ハ神儀所ニ手長ハ各其ノ位置ニ著キ懷笏シテ候ス
次ニ陪膳神儀ヲ撤シテ手長ニ傳ヘ手長順次ニ之ヲ膳部ニ傳フ畢リテ下位ノ者ヨリ本座ニ復シ後取案及薦ヲ撤ス

神儀傳撤ノ所作

陪膳、又手、膝退の半左回轉し神前に向ひ神儀に膝進、小掛、一步膝進、神儀を捧持し(假ニ案ノ前場ニ置キ蓋シアルモノハ之ヲ爲ス)、⑤に膝退、膝退の右回轉、最上位の手長に之を渡し、小掛す、最上位の手長(陪膳ノ頃ガ)、又手、膝退の半左回轉、昇階、大床④にて跪居、膝進、神儀に向ひ小掛し、一步膝進、陪膳より之を受け一步膝退、陪膳の小掛を待ちて⑥に膝退、降階して①に至り(向を換ヘテ)、跪居、下位の手長に之を渡し、小掛、斯くして順に最下位の手長に役送す。最下位の手長、又手③に進み、神前の方に向ひて跪居、神儀に向ひて小掛、一步膝進、上位の手長より神儀を受け、一步膝退上位の手長の小掛を待ちて、膝退の右回轉、進む起座、④に進行、膳部に向ひて跪居、膳部に之を渡す。膳部、又手(最下位ノ手長ノ頃ガ)、神儀に向ひ小掛、(最下位の手長一步膝進)最下位の手長より神儀を受け、膝退の左回轉、假案前に膝進、之を假案上に置き、又手、一步膝退、小掛す。斯くして順に神儀を撤終す。

著本座ノ所作

陪膳、⑤にて直に著座、把笏、神前に向きを換へ(跪居セズ座シタルママ)、拜掛、懷笏、又手、假案前に膝進、案儀を執り、膝退、膝退の半左回轉、⑥に至り之を置き、又手、假案前に膝進之を收め、執りて膝退、膝退の半左回轉、⑥に至り之を置き、把笏、⑥に膝進、神前に向ひて直に著座、深掛、降階、①にて深掛。逆行三步、逆行の右回轉す。手長、膳部、順に陪膳の撤儀後の把笏に合せ各役送の位置にて直に著座、把笏、小掛退く起座、陪膳以下、下位のものより順に本座に至り、座前著座、小掛、奏樂を止む。

〔閉扉〕

次宮司御扉ヲ閉テ畢リテ本座ニ復ス 此間奏樂

〔告示〕

宮司祇候ノ座ヨリ進ミテ先ツ左手ヲ上右手ヲ下ニ雌扉ノ端ニ配シテ之ヲ閉テ次ニ右手ヲ上左手ヲ下ニ雄扉ニ配シテ之ヲ閉ヅ
(此ノ間諸員平伏又ハ幣折ス) 次ニ御鑰ヲ取リテ樞ヲ固メ御鑰ヲ便宜ノ所ニ置ク次ニ御錠ヲ鎖シ御匙御鑰ヲ棒持シテ本座ニ復シ之ヲ後取ニ授ク

閉 扉 (開扉ノ圖参照)

六四

齋主ノ所作

齋主、祇候座にて祇候を解き、深揖、階下①に進行、深揖、昇階、大床②に直に著座、拜揖、懷笏、又手、外陣正中前④に膝進、御簾を下(奏樂ヲ初ムルヲ可トス)又手、膝退の半左回轉、雌扉端③に膝進、雌扉端に左手を上右手を下に配し、膝退の半右回轉し、之を閉じ初め、更に膝進し④にて之を閉じ終へ、又手、膝退の半右回轉、雌扉端⑤に至り、雄扉端に右手、上左手下に配し、膝退の半左回轉し之を閉じ初め、更に膝進し④にて之を閉じ終へ(奏樂ヲ止ム)、又手、膝退の半左回轉、御鑰の前③に至り、御鑰を捧持ち、膝退の半右回轉、膝進して④に進膝(雌扉側ニ寄ル)、膝進の半左回轉して神前に向き樞を固め、膝退の半左回轉③に至り、御鑰を置き、御錠を捧持ち、膝退の半右回轉④に膝進、膝進の半左回轉して神前に向き、深揖、御錠を鎖し、又手、膝退の半左回轉、③に至り、御匙御鑰を捧持ち、膝退の半右回轉、神前は向ひて直に著座、深揖、降階、①にて深揖、逆行三步、逆行の右回轉、本座に至り座前著座、小揖す。

御鑰後取ノ所作

御鑰後取、本座にて小揖、進む跪座、齋主の前⑥に進行し齋主に向ひ、跪居、小揖、懷笏、又手、一步膝進、齋主より御匙御鑰を受け(齋主ハ御匙御鑰ヲ棒持シテ授ク、把笏ス)、一步膝退、退く起座、逆行の左曲折、齋主の下位より御鑰辛櫃の前⑦に進行、跪居、之を辛櫃に納め(辛櫃ノ蓋ハ下位ノ所役之ヲ除ク、下位ノ所役、把笏、退く起座、退く左回轉、本座に至り、座前著座、小揖す。)居ラザル時ハ開扉ノ時ヨリ開キタルマツトス。

次宮司祭儀畢レル由ヲ幣帛供進使ニ申ス

〔退出〕

對 揖

齋主、少しく供進使に向つて膝を進め小揖、次に供進使、小揖を以て之に應ず、次に齋主膝を退き、本座に復す。

退 出

供進使ノ所作

供進使、隨員續きて小揖、進む起座、社殿を出る處にて、神前に向つて小揖、著香、小揖警衛の警官前後につき、齋館に退下す。

齋主以下ノ所作

齋主以下、齋員(奏樂者ヲ含ム)、續きて小揖、進む起座、社殿を出る處にて神前に向つて小揖、著香、小揖、退下す。

(備考)

一、參列者ハ齋員ニ續キテ退出スルヲ可トス

附 言

右祭式は新年祭、新嘗祭及例祭に關するものにして、大祭には外に本殿遷座祭、假殿遷座祭及臨時奉幣祭あり、又雜則中の左の規定等に依り前述の祭式に依らざる神社あり。本書は之等の祭式は特別なるものに付き之を省略す。

雜則

一 例祭及遷座祭ニ際シ古例ノ神事アルモノハ之ヲ行フコト

六五

- 一 官幣大社ニシテ特別ノ定例アルモノハ之ニ依ル
- 一 遷座祭ノ祭式及祝詞中本令ニ依リ難キ事由アル場合ハ其ノ一部ヲ變更スルコトヲ得
- 一 官幣大社熱田神宮遷座祭並ニ官幣大社賀茂別雷神社、官幣大社賀茂御祖神社、官幣大社石清水八幡宮、官幣大社春日神社、官幣大社永川神社、官幣大社香取神宮、官幣大社鹿島神宮、官幣大社出雲大社、官幣大社宇佐神宮、官幣大社香椎宮、官幣大社檉原神宮及官幣大社明治神宮ノ本殿遷座祭ノ祭式及祝詞ハ其ノ都度之ヲ定ム

(備考)

雜則解説

- 一、第一項中ノ「古例アル神事」トハ社傳神樂及神輿渡御等ト解ス
- 二、第二項ニ該當スル祭祀ハ賀茂祭、石清水祭、春日祭ト解ス

二、中 祭 式 (但シ本殿以外ハ庭上立禮ノ場合ノ實例)

〔社殿裝飾〕

當日早旦社殿ヲ裝飾ス

社殿裝飾

社殿鋪設ノ圖 左ノ如シ (但シ神饌チ外陣ニ獻供スルコト不能ニシテ大床ニ獻供スル特別ノ場合)

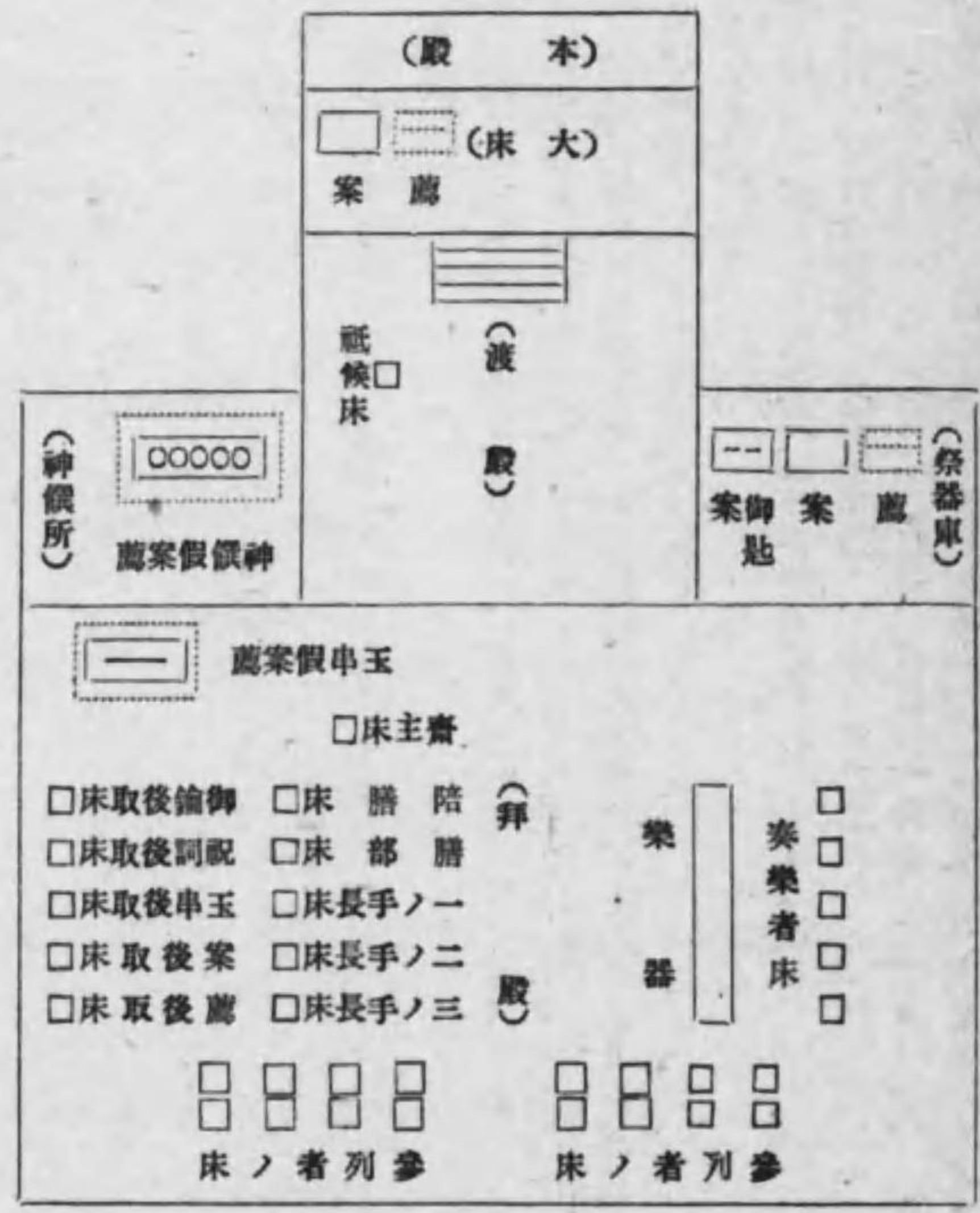
〔修 社〕

雜則

四ニ定ムル修社ハ祭祀ノ前之ヲ行フ

鋪 設

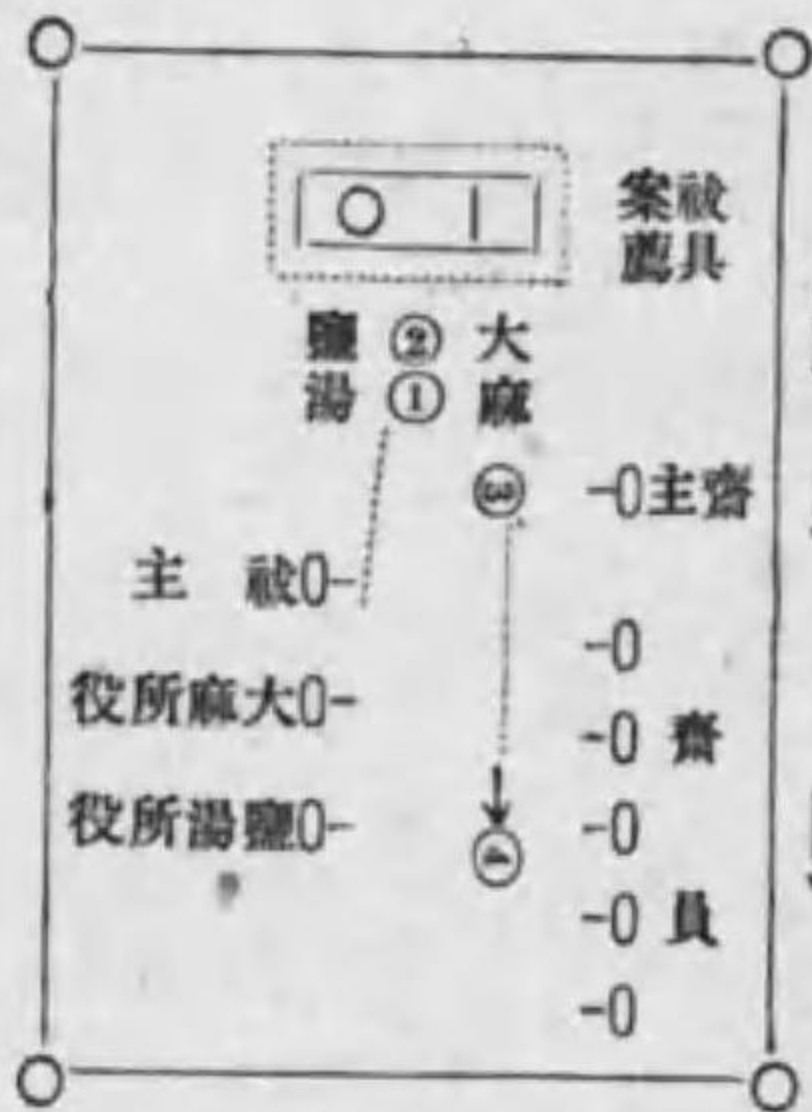
社所ノ上位に社具案(薦ヲ敷ク)を設け、社所役、右側に列立、小掛す。



四修 祓

當日豫メ便宜ノ所ニ祓所ヲ辨
備ス
時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク
次禰宜祓詞ヲ讀ム
次主典一人大麻ヲ執リ同一人
若ハ雇員塩湯ヲ執リ神饌及宮
司以下ヲ祓フ
次各退下
(告示)
立禮ノ場合ニ在リテハ祓詞
ヲ白ス間笏ヲ懷中スルノ外
坐禮ニ準ズ

(祓所ノ圖)



著 席

齋主以下、祓所左側に列立、小揖す。

祓主ノ所役

祓主、本列にて祓詞を懷中より取出し、笏に持添へ小揖、祓具案正中手前①に進行、小揖、緩かに②に三步進行、深揖、立拜の再拜、祓詞奏上(其ノ作法祝詞奏上ニ同シ五六一頁參照此ノ間諸員深キ勢折)、再拜、深揖、緩かに逆行三步、小揖、逆行の左曲折、本列に至り、列前列立、小揖、祓詞を懷中にす。

大麻所役ノ所作

大麻所役、本列にて小揖、大麻の手前③に進行、小揖、懷笏、一步進行、大麻を執り一步逆行、逆行の回轉、神饌前に至り、小揖、之を祓へ、小揖、齋主の前④に至り、小揖、之を祓へ、小揖、逆行の右曲折、齋員の中央前⑤に至り、小揖、之を祓へ、小揖、逆行の左曲折、⑥に進行、大麻を持換へ、一步進行、之を案上に置き、小揖、一

〔參 著〕

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク

〔開 扉〕

次宮司御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス 此間奏樂

著 座

齋主、以下祓所より參進、社殿に入り、直に小揖、各所定の床前に進行、小揖、着床す。
(社殿鋪設の圖參照)

開 扉

御鑰後取ノ所作

御鑰後取、本床を起床、小揖、御鑰案前に進行、懷笏、御匙御鑰(概ナキ扉ノ時ハ御匙ノミ)を執り、齋主の前に至り、齋主に向ひ、之を持換へ、一步進行、齋主に渡し、一步逆行、把笏、小揖、逆行の左曲折、本床に至り、小揖、着床す。

齋主ノ所作

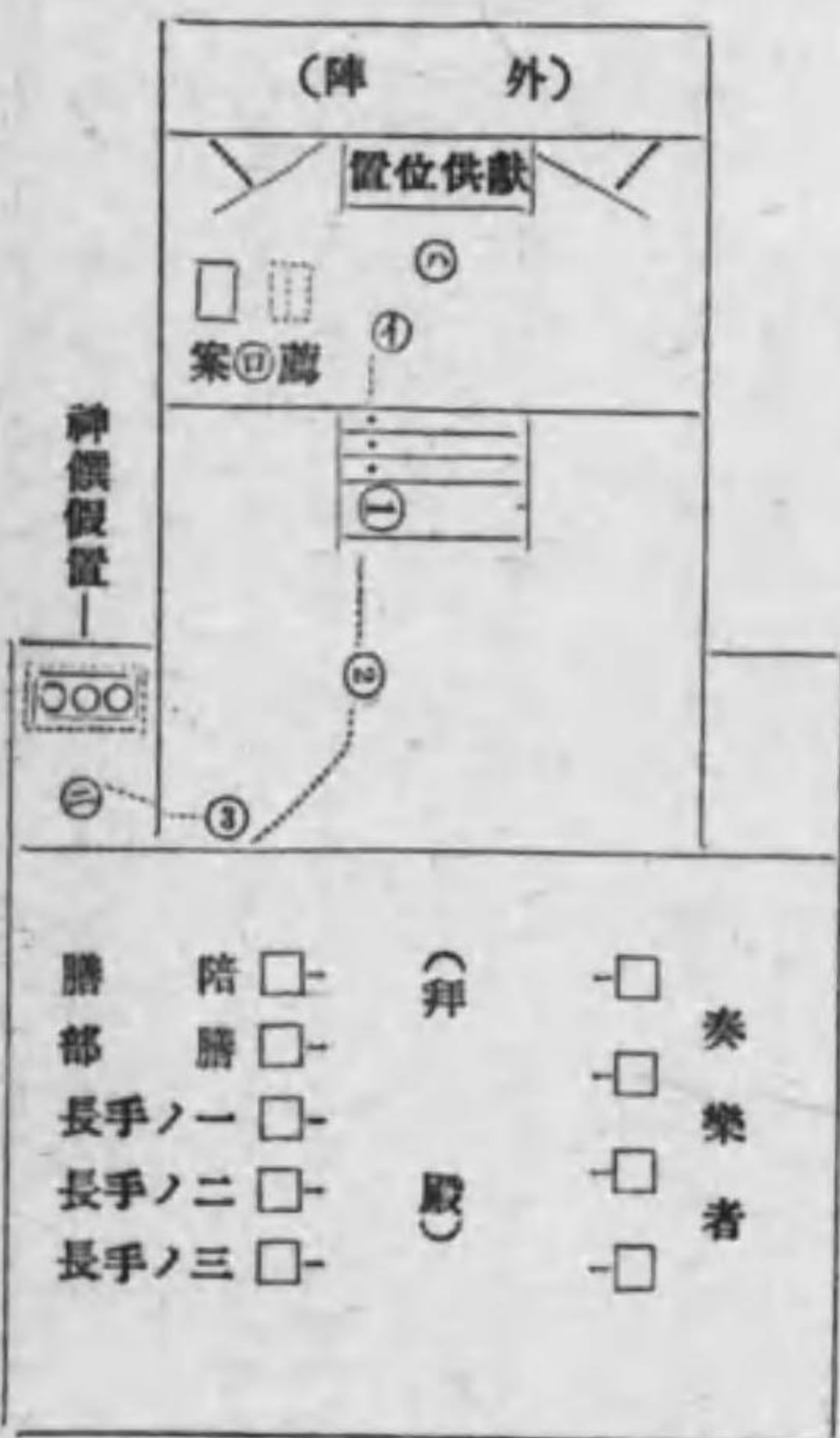
齋主、本床にて後取の御匙御鑰の持換へたる頃、本床を起床、懷笏、後取より御匙御鑰を受け、後取の着床の頃、小揖、階下に進行、深揖、脱沓、昇階、以下大祭の開扉

步逆行、逆行の左回轉、本列に至り、列前列立、小揖す。
鹽湯所役ノ所作
塩湯所役、大麻所役より一舉動後れ、大麻所役同様の作法にて祓へ、本列に復す、次に齋主以下小揖、社殿に參進、祓所役小揖、退下す。
〔備考〕
一、祓所役祭典中ノ他ノ所役ヲ兼ネル時ハ他ノ齋員ト共ニ右側ニ列立スルヲ可トス
二、參列者ト齋員トナ同時ニ祓フ時ハ參列者ハ齋員ヨリ下位ニ列立シ、齋員ノ次ニ祓へ、齋員ニ續キテ社殿ニ參進スルヲ可トス

と同様にして開扉し、降階、階下にて著脊、深揖、逆行三步、逆行の半左回轉、祇候の床前に至り、神前に向ひ深揖、改めて笏尾を身につけて正笏の上着床す(但シ床ナキ)。
(本則トス)

- (備考)
- 一、櫃ナキ時ハ御鏡ヲ解キ地長押ニ置キ、又手、直チニ帷屏ヲ開ク
 - 二、御簾ナキ時、又ハ巻簾ガ式中不可能ノ時ハ帷屏ヲ開キ終へ、又手、階ニ近キ大床ノ下端ニ膝退、神前ニ向ヒテ直ニ着座、把笏、拜揖、降階ス

(獻 儀ノ圖)



獻 儀 (但シ外陣ニテ獻供不能ニシテ大床ニ獻供ノ特例ノ場合)

〔獻 儀〕 次権宮司若ハ禰宜以下神儀ヲ供ス 此間奏樂

著役送ノ所作

陪膳、本床を起床(奏樂ノ整)、小揖、階下に進行、深揖、脱脊、昇階、大床①にて直に着座、深揖、假置の薦前②に至り、懷笏、薦を執り、正中③に膝進、膝進の半左回轉、神前に膝進、之を舒べ、又手、膝退、膝退の半左回轉、④に至り案を執り、⑤に膝進、膝進の半左回轉、神前に膝進、之を設け、又手、斜左後⑥に膝退、把笏、深揖、正中に向を換ふ。膳部、手長、陪膳に續きて上位の者より順に本床にて小揖、各役送の位置①②③④に進行、小揖す(①ハ階下ニテ深揖、脱脊、一階ニ昇リ正)、次に陪膳以下順に懷笏、候す。(膳部以下列立ノ者ハ又手)
(上體ヲ約十五度屈ス)

神饌傳供ノ所作

膳部、神儀に向ひて小揖、神儀を捧持、③に向ひ進行、最下位の手長に渡し、又手、神儀に向ひて小揖、次の神儀に向ふ、最下位の手長、膳部の進む頃、逆行の左曲折、神儀に向ひて小揖、一步進行、之を受け、一步逆行、逆行の半右回轉(膳部ノ小揖)、上位手長⑤の手前に進行、神前の方に向ひ、更に一步進行(上位ノ手長)、之を渡し、又手、一步逆行、神儀に向ひて小揖、逆行の半左回轉、元の役送の位置⑥に復す。斯くして順に最上位の手長に神儀を役送す。最上位の手長、次位の手長の進む頃、逆行の左曲折、神儀に向ひて小揖、之を受け、逆行の左回轉(下位ノ小揖)、昇階、更に一步昇階(陪膳ノ小揖)、之を渡し、又手、一步逆行の降階、小揖、逆行の右回轉、降階、元の役送の位置に至る。陪膳、大祭式と同様にして、神儀を獻じ終る。

著本床ノ所作

陪膳、①にて直に着座、把笏、神前に向ひ拜揖、降階、階下にて深揖、逆行三步、逆

〔祝詞
奏上〕

次宮司祝詞ヲ奏ス

〔告示〕

立禮ノ場合ニ在リテハ軾ヲ
用ヒズ祝詞奏上ノ間笏ヲ懷
中スルノ外坐禮ニ準ズ

行の右回轉す。手長、膳部順に陪膳の把笏に合せ、役送の位置に把笏、小掛す。陪膳以下、下位の者より順に本床に至り、小掛(最上位ノ手長ハ把笏、降階、着床)、奏樂を止む。

祝詞奏上 (拜禮ノ圖参照)

祝詞後取ノ所作

祝詞後取、本床を起床、小掛、懷笏、祝詞袋より祝詞を出し持ち、齋主の祇候と祝詞奏上の位置の中間②に進行(神前ノ方)、祝詞を持換へ、更に一步進行、之を齋主に進め、又手、一步逆行、把笏、小掛、逆行の右回轉、本床に至り、小掛、着床す。

齋主ノ所作

齋主、祝詞後取の①に進行の頃起床、祇候を解き、改めて深掛、②の約二步手前③に進行、(祝詞後取)、祝詞後取より祝詞を受け、逆行の左曲折、奏上の位置の三步手前④に進行、小掛、更に緩かに⑤に三步進行、深掛、立拜の再拜、祝詞奏上(奏上中置笏ノ代外、座禮ノ祝詞奏上ノ作法ト同シ五六頁参照)、立拜の再拜、深掛、逆行三步、小掛、逆行の左曲折⑥に至り、祝詞後取に祝詞を授け、祇候の床に至り、深掛。祇候の姿勢となり着床す。

祝詞後取ノ所作

祝詞後取、本床を起床、小掛、②に進行(齋主ノ方)、小掛、懷笏、又手、更に一步進行齋主より祝詞を受け、一步逆行、逆行の右回轉、本床に至り、祝詞を祝詞袋に納め、把笏、小掛、着床す。

(拜禮ノ圖)

〔拜禮〕

次宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

〔告示〕

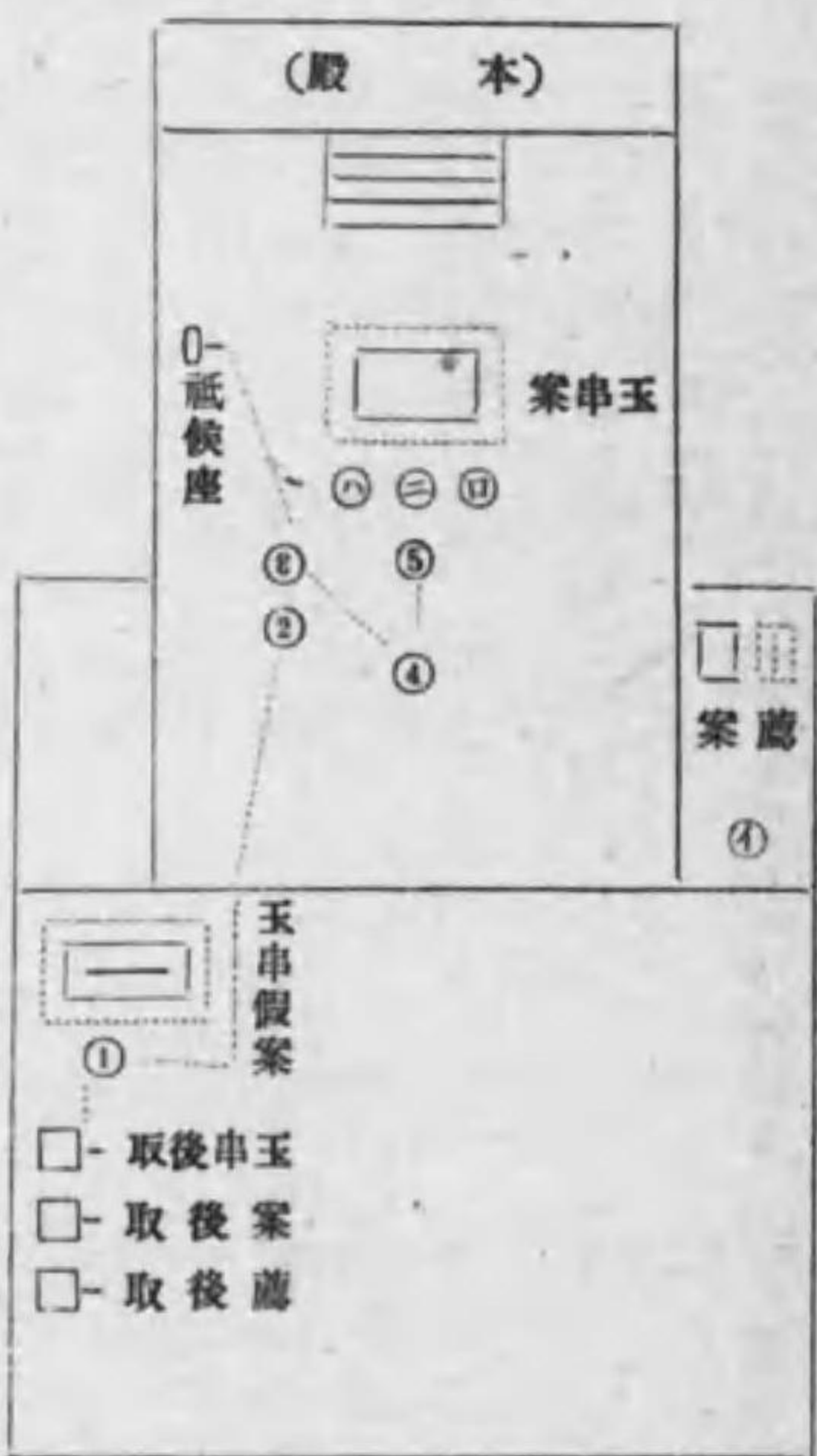
立禮ノ場合ニ在リテハ軾ヲ
用ヒズ拍手ノ間笏ヲ懷中ス
ルノ外坐禮ニ準ズ

薦後取ノ所作

薦後取、本床を起床、小掛、薦前①に進行(途中正中ヲ横)、懷笏、跽踞、薦を執り、直立、拜座の上位②の三步手前に進行、更に緩かに三步進行、跽踞、薦を鋪き初め、③にて鋪き終へ、又手、直立、逆行三步、把笏、小掛、逆行の右回轉、本床に至り、小掛、着床す。

案後取ノ所作

案後取、續きて小掛、④に進行(途中正中ヲ横)、懷笏、案を執り、直立、薦の中央三步手前に進行、更に緩かに⑤に三步進行、之を薦の中央に設け、又手、逆行三步、把笏



齋主玉串拜禮

小揖、逆行の右回轉、本床に至り、小揖、着床す、
玉串後取ノ所作

玉串後取、本床を起床、小揖、玉串假案①に進行、懐笏、玉串を執り、齋主祇候と拜禮の位置の中間②に進行(神前ノ方)、玉串を持換へ、更に一步進行、之を齋主に進め、又手、一步逆行、把笏、小揖、逆行の右回轉、本床に至り、小揖、着床す。

齋主ノ所作

齋主、玉串後取の③に進行の頃起床、祇候を解き、改めて深揖、③の約二歩手前④に進行(玉串後取)、玉串後取より玉串を受け、逆行の左曲折、玉串案四歩手前⑤に進行、神前に向ひ、小揖、更に緩かに⑥に三步進行、深揖、玉串を案上に奉奠、把笏、立拜の再拜、二拍手、拜揖、④に逆行三步、小揖、逆行の左曲折、祇候の床に至り深揖、祇候の姿勢となり、着床す。

齋員列拜

齋員拜禮ノ所作

陪膳、以下本床を起床、小揖、上位より順に各拜禮の位置より三步手前に進行、小揖更に緩かに三進行、深揖、立拜の再拜、二拍手、拜揖、三步逆行、小揖、逆行の回轉(左面ノ者ハ左回轉、正、中及右面ノ者ハ右回轉)、本床に至り、小揖、着床す。

參列者玉串拜禮

薦、案、玉串後取ノ所作

薦後取、前項同様にして齋主の玉串案より下位に鋪き、次に案後取同様之を設く、玉

雜則

次権宮司ハ禰宜以下拜禮

祭祀ニ參列ヲ許サレタル者ハ神職ニ次デ拜禮スルユトヲ得

告示 附記

軾、案及薦ハ拜禮畢リタル後之ヲ撤ス

串後取前項に準じ各參列者に玉串を進む。

參列者ノ所作

參列者、本床の起床、玉串後取より玉串を受け小揖、玉串案四歩手前に進行、小揖、更に緩かに三步進行、玉串を案上に奉奠、立拜の再拜(上體ヲ九十度屈、スルコト二回)、二拍手、拜揖(上體ヲ九、十度屈ス)、逆行三步、小揖(上體ヲ十、五度屈ス)、逆行の右回轉、本床に至り、小揖、着床す。

案後取ノ所作

案後取、本床を起床、小揖、案正中三步手前に進行、小揖、懐笏、又手、緩かに三步進行、案を執り、逆行三步、逆行の右回轉、案置所に至り、之を置き、把笏、本床に至り(途中正中ヲ横)、小揖、着床す。

薦後取ノ所作

薦後取、續きて本床を起床、小揖、薦の左端の三步手前に進行、小揖、懐笏、又手、更に緩かに三步進行、躡蹠、薦を巻き初め、薦の右端に進みて、巻き終へ、執りて、直立、三步逆行、逆行の右回轉、薦置所に至り、躡蹠、之を置き、又手、直立、把笏本床に至り(途中正中ヲ横)、小揖、着床す。

撤 饌 (獻饌ノ圖參照)

著役送ノ所作

陪膳、本床を起床(奏樂ノ整)、小揖、階下に進行、深揖、脱沓、昇階、大床①にて直に著座、拜揖、正中に向を換ふ、次に膳部、手長、陪膳に續きて上位者より本床を起床、小揖、各役送の位置①②③④に進行、小揖す。次に陪膳以下順に懐笏、祇候す。

〔撤饌〕

次権宮司者ハ禰宜以下神饌ヲ撤ス 此間奏樂

神饌傳撤ノ所作

陪膳、大祭式同様にして神饌を撤す、最上位の手長、陪膳⑥に膝進の頃、進行の左曲折、昇階、神饌に向ひ小揖、更に一步昇階、陪膳より神饌を受け、一步逆行の降階、逆行の右回轉、降階、次位の手長に之を渡し、小揖す。次位の手長、逆行の左曲折、階下に進行、小揖、一步進行、上位の手長より神饌を受け、一步逆行、上位の手長の小揖を待ちて逆行の右回轉、元の役送の位置に進行、下位の手長に之を渡し小揖す、斯くして順に神饌を膳部に役送す。膳部最下位の手長の③に至る頃、神饌に向ひ小揖最下位の手長の一步進行を待ちて之より神饌を受け、一步逆行、逆行の左回轉、假案前に進行、之を假案上に置き、又手、一步逆行、小揖す。斯くして神饌を撤終す。

著本床ノ所作

陪膳④にて直に著座、把笏、神前に向ひ、深揖、懷笏、又手、案前に膝進、案を執り、膝退、膝退の半左回轉、⑤に至り之を置き、又手、薦前に膝進、之を收め、執りて膝退、膝退の半左回轉、⑥に至り、之を置き、把笏、④に膝進、直に著座、深揖降階、階下にて深揖、逆行三步、逆行の右回轉す。手長、膳部、順に陪膳の撤饌直後の把笏に合せ各役送の位置にて把笏、小揖す。陪膳以下、下位の者より順に本床に至り、小揖、奏樂を止む。

閉 扉

齋主ノ所作

齋主、祇候床を起床、祇候を解き、深揖、階下に進行、深揖、脱沓、昇階、以下大祭の閉扉と同様にして閉扉し、降階、階下にて著沓、深揖、逆行三步、逆行の右回轉、

〔閉扉〕次宮司御扉ヲ閉チ畢リテ本座ニ復ス 此間奏樂

〔退出〕次各退出

附 言

雜則中「神社ニ特別ノ由緒アル祭祀若ハ小祭ニシテ一社傳來ノ儀式アルモノハ之ヲ行フコトヲ得」の規定に依り前述の祭祀に依らざる中祭式あり。

御鑰後取ノ所作

本床に至り、小揖す。
御鑰後取、本床を起床、齋主の前に進行、進行の左曲折して、齋主に向ひ小揖、懷笏一步進行、齋主より御匙御鑰を受け（齋主ハ御匙御鑰ヲ持換ヘ）、一步逆行、逆行の半右回轉、御鑰案前に進行、之を案上に置き、把笏、本床に至り、小揖、著床す、

退 出

齋主、以下齋員（奏樂者）續きて本床を起床、小揖、社殿を出る處にて神前に向て小揖、退出す。

三、小 祭 式 (但シ殿上(坐禮)ノ場合ノ實例)

當日早旦社殿ヲ裝飾ス

社殿鋪設 社殿著座の圖參照

雜 則

四ニ定ムル修祓ハ祭祀ノ前之ヲ行フ

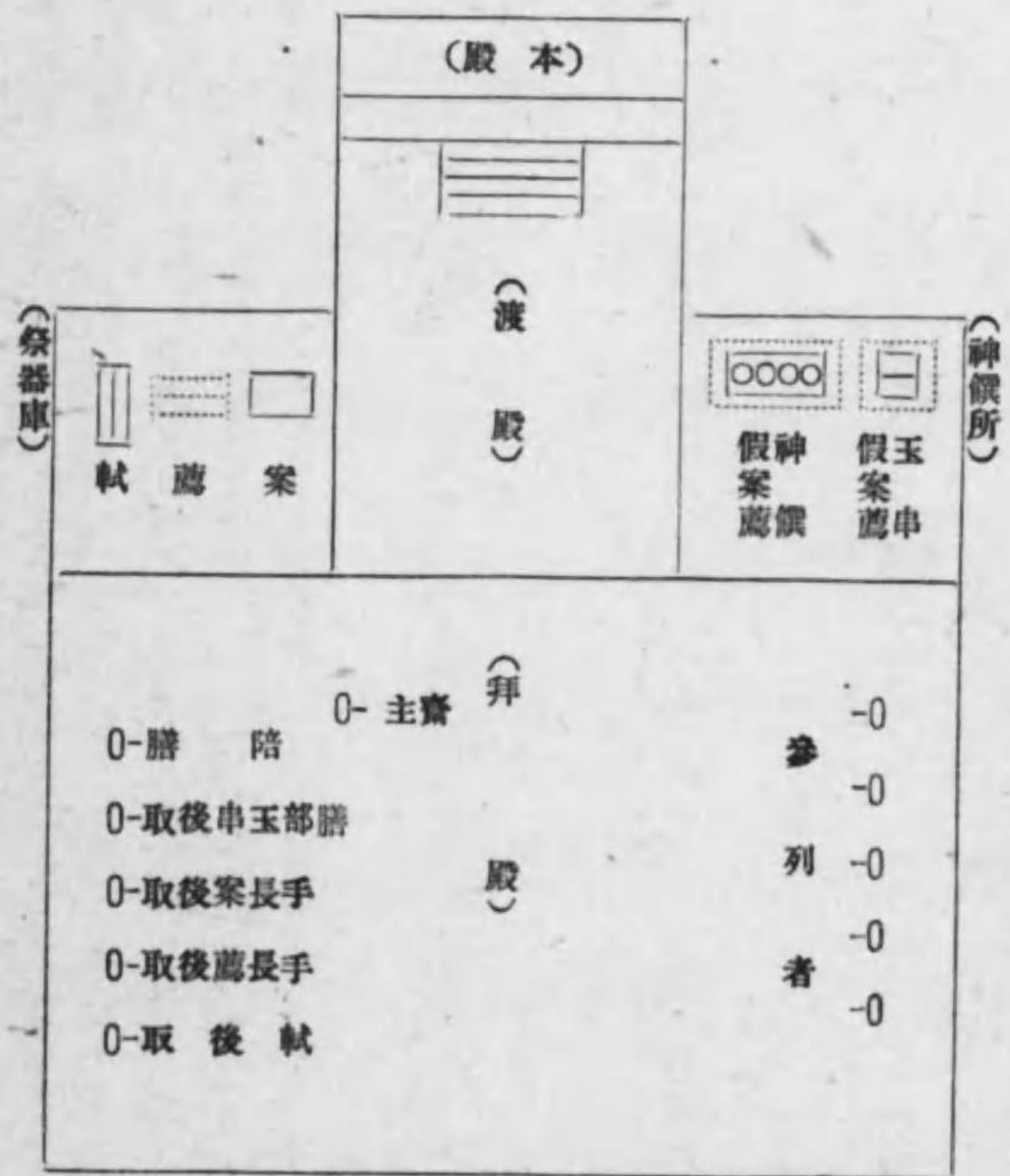
修 祓

大祭と同じ

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク

大祭に同じ。 参 著

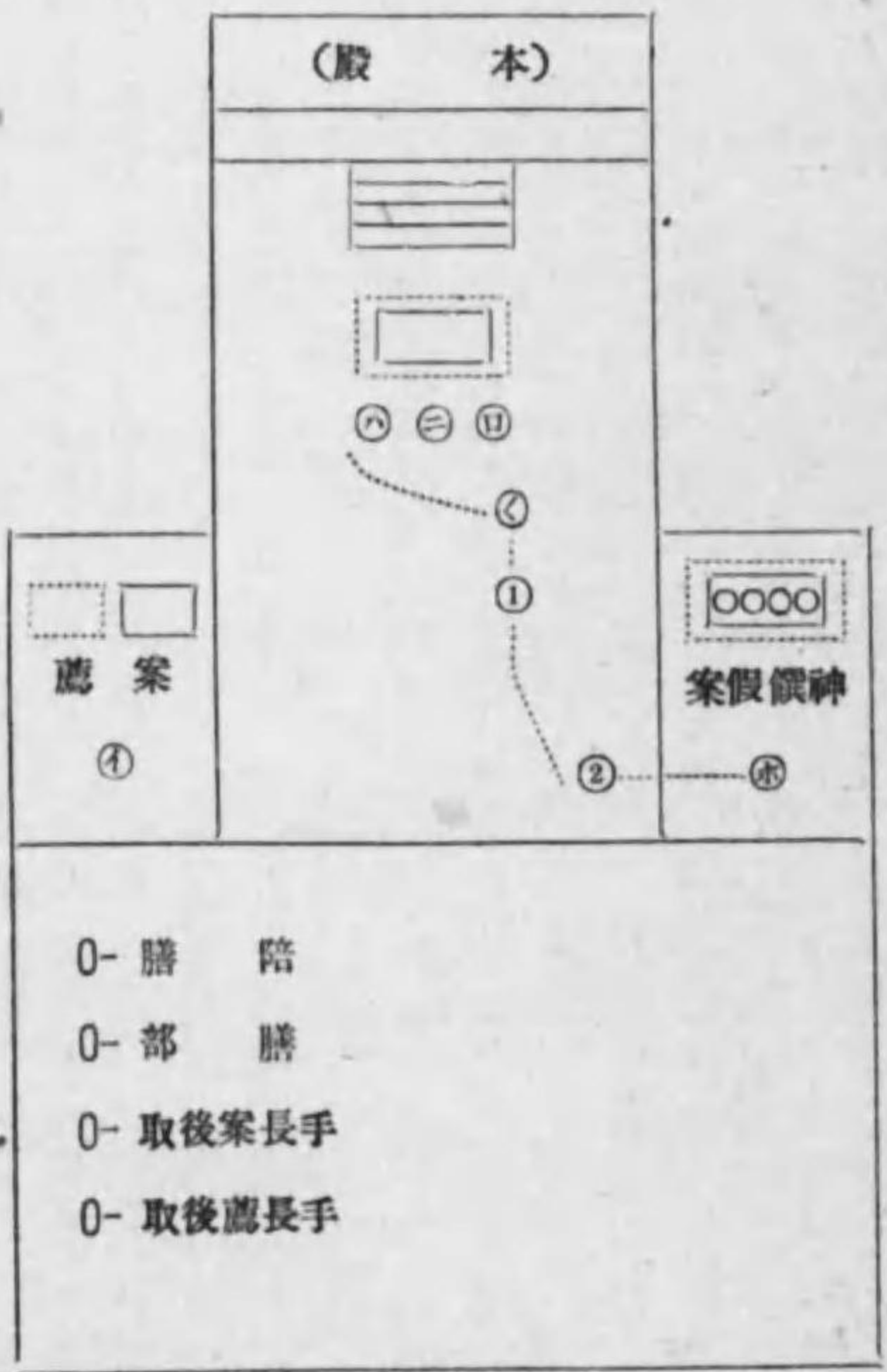
社殿着座ノ圖 (膳部ト玉串後取、手長ト案後取、薦後取ヲ兼テ、神饌假案ハ左側ノ場合)



〔獻 饌〕

次権宮司若ハ禰宜以下神饌ヲ供ス

(獻 饌ノ圖)



薦後取ノ所作 (大床ニ獻供不能ニシテ階下ニ獻供スル特例ノ場合)

大祭供進使玉串拜禮項参照 (但シ可成階下ニ近キヲ要ス)

案後取ノ所作 大祭供進使玉串拜禮の項参照

著役送ノ所作

陪膳、本座にて小拵、進む起座、㊦の手に前に進行、跪居、㊦に膝進三步、直に著座、深拵、正中に向きを換ふ。膳部、手長、陪膳に續きて、上位の者より順に本座にて小拵、進む起座、各役送の位置①②③に進行、直に著座(①ハ正中②ハ神前)、小拵す、次に陪膳以下順に懷笏、候す。

神饌傳供ノ所作

膳部、又手、神饌に向ひ小拵、神饌を捧持ち、膝進、下位の手長の小拵を待ちて之を渡し、又手、小拵、次の神饌に向ふ。下位の手長、又手、膝退の半右回轉して神饌に向ひ、小拵、一步膝進、神饌を膳部より受け、一步膝退、膝退の半左回轉進む起座、上位の手長①の手に前に進行して神前の方に向ひ、跪居、上位の手長の小拵を待ちて一步膝進、之を渡し、又手、一步膝退、小拵、膝退の右回轉、進む起座、元の役送の位置に復す。上位の手長、又手(下位ノ手長)、半左回轉して神饌に向ひ、小拵下位の手より神饌を受け、下位の手長の小拵を待ちて膝退の右回轉、進む起座、陪膳の手に③に進行、進行の左曲折して陪膳に向ひ、跪居、膝進(途中正中ヲ横切リ背、陪膳の小拵を待ちて更に一步膝進、之を渡し、又手、一步膝退、小拵、更に③に膝退(途中正中ヲ横切リ)、膝退の左回轉、進む起座、元の役送の位置に復す。陪膳、小拵、上位の手長より神饌を受け、膝進の半左回轉、案前④に膝進、案上に之を獻じ、又手、一步膝退、小拵、更に膝退し元の役送の位置に復す。斯くして順に神饌を獻終す。

著本座ノ所作

陪膳、㊦にて直に著座、把笏、神前に向きを換へ、拜拵、三步膝退、退く起座、逆

行三步、逆行の右回轉す。手長、膳部の順にて陪膳の把笏に合せ、役送の位置にて把笏、小拵す。陪膳以下、下位の者より順に本座に至り、座前著座、小拵す。

(備考)

- 一、薦二枚以上鋪ク時ハ後取ヲ二人以上トシ、二人同時ニ鋪クヲ可トス。但シ薦ハ各後取ノ右ヨリ鋪キ始メ、撤スル時ハ逆ナリ
- 二、案二脚以上設ケル時ハ後取ヲ二人以上トシ、二人同時ニ設ケルヲ可トス

齋主祝詞奏上

執後取ノ所作

大祭齋主祝詞奏上参照。

齋主ノ所作

大祭修祓祓主の所作参照(祝詞後取ナク自ラ懷中スル場合)。

齋主玉串拜禮

薦後取ノ所作

大祭供進使玉串拜禮参照。

玉串後取ノ所作

大祭供進使玉串拜禮隨員の所作参照、

齋主ノ所作

大祭供進使の所作参照。

次宮司祝詞ヲ奏ス

(告示)

豫メ祝詞ヲ懷中セル場合ハニ在リテハ祇候ノ座又ハ本座ニ於テ之ヲ取出シ笏ニ持添へ復座ノ後之ヲ懷中ス

次宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次権宮司若ハ禰宜下拜禮

雜則

祭祀ニ參列ヲ許サレタル者ハ神職ニ次デ拜禮スルコトヲ得

附記

軾、案及薦ハ拜禮畢リタル後之ヲ撤ス

〔撤饌〕

次権宮司若ハ禰宜以下神饌ヲ撤ス

齋員列拜

齋員拜禮ノ所作

大祭に同じ。

參列者玉串拜禮

參列者ノ所作

大祭に同じ。

軾、案、薦後取ノ所作

大祭の項參照。

撤饌 (獻饌ノ圖參照)

著役送ノ所作

獻饌著役送の所作に同じ。

(但シ陪膳ハ②ニ着座直後ノ深揖ハ拜揖ナリ)

神饌傳撤ノ所作

陪膳、又手、膝進の半左回轉して神前に向ひ、神饌に膝進、小揖、一步膝進、神饌を捧持、②に膝退、膝退の半右回轉、上位の手長に之を渡し、小揖す。上位の手長、又手(陪膳ノ又)、膝退の半右回轉、進む起座、②に進行、進行の左曲折、跪居、膝進、神饌に向ひ小揖、一步膝進、陪膳より神饌を受け、一步膝退、陪膳の小揖を待ちて更に②に膝退、膝退の左回轉、進む起座、①に進行、跪居、下位の手長に之を渡し、小揖

す。下位の手長、又手(上位ノ手長ノ又手ノ頃カ)、進む起座、①の手前に進行、神前の方に向ひ、跪居、神饌に向つて小揖、膝進一步、上位の手長より神饌を受け、一步膝退、上位の手長の小揖を待ちて膝退の左回轉、進む起座、②に進行、膳部に向ひ跪居、膳部に之を渡す。膳部、又手(下位ノ手長ノ又手ノ頃カ)、神饌に向ひ小揖、一步膝進、下位の手長より神饌を受け、一步膝退、膝退の右回轉、假案前に膝進、之を假案上に置き、又手、一步膝退、小揖す。斯くして順に神饌を撤終す。

著本座ノ所作

獻饌の著本座の所作に同じ (但シ陪膳ハ神前ニ向キテ換タル直後ノ拜揖ハ深揖ナリ)

案後取ノ所作

大祭參列者玉串拜禮の項參照。

薦後取ノ所作

大祭參列者玉串拜禮の項參照。

退出

大祭に同じ。

附言

中祭同様雜則中の「神社ニ特別ノ由緒アル祭祀若ハ小祭ニシテ一社傳來ノ儀式アルモノハ之行フコトヲ得」の規定に依り前述の祭式に依らざる小祭あり。

○神社祭式行事作法附則

神社祭式行事作法の最後に附則として本規定に依らず地方長官の許可を得て各神社の特例を設け得る場合を一括附記せるものなり。茲に上段に右附則を記載し下段に之を解説せり。

第一通則

(一)祭場ノ位次附記

祭場ノ位次

第一通則
位次を正中、左、右の順とせず。又供進使等の本座を左、齋員の本座を右とせざる場合。

第二行 事

開閉扉

外陣の御扉を開閉せず、中陣若は内陣の御扉を開閉し(第一號)、又二戸前及二殿以上の時、上位の扉より開扉下位より閉扉せず及上位の本殿より開閉扉せざる場合(第二號)

神饌献撤

大中祭に、外陣(之ニ準ズ)、小祭に大床(之ヲ準ズ)、に供せず(第一號)。又二ヶ所及二殿以上に供する時、上位より献じ下位より撤せず及上位の本殿より献撤せず(第二號)。又手長が一方に並び候せず(第八號)、又案若は薦を用ひざる場合(第十號)

第二行事

(一)御扉開閉附記第一號但書、同第二號但書

同(三)神饌献撤附記第一號但書、同第二號但書、同第八號但書同第十號

同(四)御幣物献撤附記第三號但書及

御幣物献撤

二ヶ所及二殿以上に供する時、上位より献じ下位より撤せず及上位の本殿より献撤せざる場合(第三號)

拍手

第三作 法

其の数を「二」とせざる場合

右の如き特例を設けんとする時は

地方長官に稟請し、地方長官は許可に當り官國幣社に付きては豫め内務大臣に稟請することを要す。

第三作法

(一)敬禮及警蹕二拍手附記但書ノ

規定ニ依リ特例ヲ設ケントスルトキハ地方長官ニ稟請スルモノトス

神社祭式行事作法の改正に就て

(神祇院教務局祭務課發表)

八六

一、改正の理由

祭祀は國家の重大なる儀式典禮でありますので、之が執行は最も適正嚴肅を效さねばならぬのであります。それで現在に於てはこの儀式典禮の基たる祭式は内務省令を以て又其の補則と見るべき行事作法は同告示を以て定められて之に依つて全國の神社祭祀の儀式典禮が整備統一し嚴正に執行せられつつあるのであります。

○註 行事とは祭式を構成する重要事項例へば開扉獻饌等の順序次第を示すものであり、作法とは祭典奉仕者の祭場に於ける起居進退等の式法を云ふのである。

扱この神社祭式並に其の行事作法の制定された由來を按じますに、神社祭式は古來一般に通ずる式法なるものが無かつたのであります。明治の始全國神社の社格を定めらるるに際し、祀典の途亦一定の式なかるべからずとて、同八年に始て官國幣社に通ずる所謂神社祭式が制定せられました。併しなほ其の行事作法は從來の儘一社限の慣例若は神職各自の習慣に委せられて居たのであります。明治四十年に至り、現行規定が公布せられました。此に既定の神社祭式と相俟つて、我が神社祭式が統一整備するに至つたのであります。

然るに其の後に於ける實施上の經過を見るに、現行行事作法に不備の點尠からず、且明治八年以後神社祭式が屢々改正又は増補せられたので當然その補則たる行事作法も修正増補せらるべきであつたが今日迄そのことなく此等は神職が適宜慣例に従つて行ひつつあつたのであります。

更に現行の行事作法を仔細に検討するに、其の中には近世以來の或流派に屬する式法等が混入して居つて、古來の正しき傳統に本く故實に副はざるものがあり、或は現行祭式の意義に適合せざるもの等があつてこれ等は祭祀を一層嚴肅適正にする上

からは是非改正を必要とするのであります。

二、改正の經過と改正方針

以上の如き事情から該規定の増補修正が久しく識者の間に要求せられ、當局に於ても神社祭祀の嚴修上早く之を整備するの必要を認めて居つたのであります。何分にも斯る儀禮事項の改正は容易ならぬものである。昭和十三年之が調査を皇典研究所に委託しました處、同所に於ては數年に互り特に委員會を設けて慎重審議の結果改正案作成し、昨年八月之を答申せられたのであります。仍て神祇院に於てはこの答申に本づき、更に一箇年に互り學識經驗あるもの意見をも徴し調査審議の上、此に成案を得、先般内務省告示を以て公布せられたのであります。而してこれが修正増補に方つては、主として、

- (一) 傳統正しき故實に依據すること
- (二) 現行祭式の意義に適合せしむること
- (三) 禮法の一般精神を參酌すること

等の點に注意したのであります。併し尙神社により古來正しき傳統に本づく慣例あるもの、或は社殿の構造等に由り一般規定に従ひ難きものあることを豫想し、此等には各其の事實に徴し、特例を設くることを認むることと致したのであります。

三、改正の要點

かやうにして訂正された行事作法の中、重要な事項をあげてこれが理由を簡単に説明すれば

一、開扉閉扉行事の修正

從來開扉又は閉扉の間行ひ來れる「警蹕」を廢し、奉仕者が開扉後及閉扉前に行ひたる再拜拍手の作法を「拜揖」の作法に改めたること。

(理由) 故實と禮の本義とに本づき改正す。即ち警蹕は國語では「ミサキヲオフ」と云ひ、尊貴の方の前驅を警しめる作法

で、開閉扉の如き場合に用ひないのが故實である。又再拜拍手は現制に於ては拜禮の行事として重い神拜の作法として居るので、かかる場合の奉仕者の作法に用ひるは妥當ならず且つ古例にも存せざるを以て故實により之に該當する拜揖の作法を以て之に代へたのである。

一、神饌撤行事の修正

従來神饌を供し又は撤するに方り奉仕者が左右交互に候して千鳥形に役送したるを一方に候して神前に直に役送することに改めたること。

(理由) これ亦故實と禮の本義にづき改正す。即ち神饌は最も貴重なる神供品なるにより、千鳥形の如く迂回して傳進するは禮ならず且つ故實にも之なきことなるを以てかく修正したのである。

一、御幣物獻撤行事の修正

従來御幣物の撤下は神饌の撤下に準じたるを改めて之を規定し又奉奠後奉仕者が行ひたる作法、再拜拍手を拜揖の作法に改めたること。

(理由) これ亦故實と禮の本義とに本づき改正す。即ち御幣物を尊重する上から今回祭式を改め撤下奉仕者の身分を高められたるに(従來、權官司又は彌宜なりしを官司に改む)應じ撤下の作法も嚴肅にしたのである。又奉奠後の作法を改めたるは開閉扉奉仕者の作法を改めたると同様の理由に由る。

一、祝詞奏上行事の修正

従來祝詞奏上に伴ふ作法として奏上の前に再拜拍手奏上後に拍手再拜を行ひたるを、前後に再拜を行ふことに改めたること。

(理由) これ亦故實と禮の本義とに本づき改正す。即ち祝詞奏上の行事には拍手を伴はざるが故實であり、又奏上の際拍手のため祝詞を懐中する如きは禮として適はしからず。仍て祝詞奏上行事の作法としては之を廢することとし、又「拍手」の作法は古來神社祭祀に於ては祝詞奏上に尋で行はるる「拜禮」の行事に於て之を行ふこととなつて居るので、従前通り「拜禮」の行事に於て再拜に次ぎ拍手」を行ふこととしたのである。

以上は行事中修正したる重要事項なるが次に作法中に於て改正されたる重要なる事項は、

一、敬禮の中に新に「拜揖」の作法を加へ其の行ふべき場合を規定したること。

即ちこの作法は神前に於て重き行事に奉仕し又は進退する場合に用ふるものにして拜に次ぐ最も重き作法である。

古くから拜揖、又は揖拜、或は小拜、一拜等と呼ばれたるものが今回揖法の一として拜揖の名稱を稱り、その行ふべき場合

二、警蹕の音を改正し其の行ふ場合を改めたること

即ち従來の「を」音を改めて「お」音とし、その行ふ場合を渡御のとき及降神に先立ちて之を行ふこととした。その理由は何れも故實に本づくので已に開閉扉の修正の條に説明した通りである。

以上は修正増補の著しき箇條なるがこの外に新項目を増補して

一、祭庭の秩序を正し(通則に於ける奉仕参列者の座次、所役の順位等の新加)

二、行事の正しき奉仕方の準則を明かにし(御扉開閉の基準及其次第、御幣物並神饌奉奠の位置及其次第、降神、手水行事等の新加)

三、現行祭式の執行に必要とする作法を悉く網羅して之を整備し(起床、著列、著床、祇候、拜揖、威儀物、蓋、翳、行障、絹垣、松明等の新加)

尙全般の項目に通じて部分的修正を施した點も尠くないのである。要するに今回の改正は國家の宗祀たる神社の祭祀を最も適正嚴肅に執行することにあるので、その修正増補は一に前述の如く故實に規範を求め禮法に依據し且つ現行祭式の意義に適合せしむることを目的としたのであり、且つ従來不備であつた點を増補して祭式の施行上必要なものは遺漏する所なく之を網羅完璧ならしめたのであります。

昭和十八年三月二十五日印刷
昭和十八年三月三十一日發行

神奈川縣內政部

印刷人 宮村直吉
印刷所 宮村印刷所

(東神一六)

終